

教育民生常任委員会
予算・決算常任委員会教育民生分科会

(平成26年9月11日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。それでは、昨日に引き続き、健康福祉部、本日は補正予算の審査をさせていただきます。

ここからは、予算常任委員会教育民生分科会として審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）及び議案第27号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査に入ってまいります。

議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2条 債務負担行為補正（関係部分）

議案第27号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○ 中川雅晶委員長

それでは、冒頭、全体の議案聴取会での追加の資料と、それから先般の委員会の議案聴取会における追加の資料のあった分の、まずは説明を一括でお願いいたします。

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、議案聴取会全体会の中で資料請求いただきました国民健康保険特別会計ヘルスアップ事業の助成申請についてご説明させていただきたいと思っております。

恐縮ですが、資料といたしまして、平成26年8月定例月議会決算認定、8月補正予算、

議案参考資料（追加分）というものをお出しになっていただきたいと思いますと思うんですが、こちらの6ページでございます。

○ 中川雅晶委員長

皆さん、資料あります。ないです。ちょっと資料を配って。

○ 松岡保険年金課長

よろしゅうございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい、お願いします。

○ 松岡保険年金課長

資料6ページでございます。ヘルスアップ事業の助成申請の流れについての資料をといたことにご用意させていただきました。この事業につきましては、平成26年4月25日付でございますけれども、厚生労働省の国民健康保険課長より「保健事業に対する助成について」が通知をされまして、平成26年度に国民健康保険ヘルスアップ事業の助成内容が示されたところでございます。

事業内容といたしましては、被保険者の方の健康の保持・増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、健診データを活用して、データ分析に基づいた保健事業を実施することとなってございまして、実施方法といたしましては、まずデータ分析を行い、その健康課題を明確にして実施計画に移すということ、平成26年度から複数年度で計画をするという内容のものでございまして、助成期間は3年間、26年度の限度額といたしましては1200万円となっております。

この後、5月28日でございますけれども、助成申請並びに三重県のヒアリングを実施をされてきたところですが、この後、国のほうから、本来6月の助成申請の締め切りでございましたんですが、これを9月末まで延長するということになってまいりました。したがって、現状、助成申請をした状態のまま、現在、経過をしてくっていると、そういう状況でございます。

それから、続きまして、委員会の議案聴取会のほうで資料をご請求いただきました件に

ついてご説明させていただきたいと思います。また恐縮ですが、教育民生常任委員会関係資料、こちらのほうの22ページの次でございますんですが、右肩に健康福祉部資料ナンバー2と書いたものをお開きになっていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

皆さん、ありますか。

はい、続けてください。

○ 松岡保険年金課長

ジェネリック医薬品（後発品）利用促進通知に係る効果額見込みでございます。

まず、平成25年11月調剤分、数量ベースでございますが、利用状況でございます。この中で後発品の占める割合は32.8%、後発品に代替可能な先発品は35.9%、後発品が存在しない代替不可品、これが31%となっております。そのうち代替不可先発品を除きまして、代替可能先発品と後発品、これを100としますと、既に後発品利用となっている割合、これは普及率と言うんですが、47.8%となっております。

次に、他市における利用促進通知後の状況でございますけれども、青森市、川口市、豊橋市の例を表記させていただきまして、ここの中では、おおむね、利用促進通知後、4%から5%増加をしてきていると、こういう状況でございます。

次に、効果額の見込みでございますけれども、現状、本市での普及率は47.8%でございますので、代替可能な先発品利用のうち1割が後発品に移行いたしますと、後発品の占める割合は53%となってまいります。1割の移行を金額に換算いたしますと、効果見込み額は、1月当たり239万4000円、年間で、ざっと2872万8000円となってまいります。グラフと表で、移行割合の増加に伴いまして効果額もふえていくというところをごらんになっていただけるかなと、そういうものでございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

以上ですね。そうしましたら、本件、さきの議案聴取会で説明は受けておりますので、

これから質疑のほうを承りますので、よろしく願いいたします。

○ 石川勝彦委員

ヘルスアップ事業の助成申請ということですが、事業としては、これは大変、これからの時代に向けて、医療、福祉という、その分野での予算というか、かかるものが非常にふえていくということは、これ、時代の流れの中で歯どめできない。だから、それ故にヘルスアップ事業というものをさせていただくということで、助成申請ということで本人に促すわけですけれども、健康の保持・増進、そして疾病予防、生活の質の向上等という、ここに書かれている事業内容というのは極めてすばらしいというか、理想的な状態だと思うんですね。

ただ、自分が疾病予防をしなくちゃいけない、それこそ生活習慣病の予備軍であるというようなことから、生活の質の向上を図るということで、どういう形で助成申請していくのかと。実施方法としてここに書いてありますけれども、助成限度額がこれだけということだけれども、やっぱりこれは、さらにふえていかなくちゃならないというか、ふやしていかなくちゃならないというのが本来のことかと思うんですね。

だから、限られた人だけ、あるいは知っている人だけということで、保健事業ということになると、どうしても周知徹底ということが大事だと思うんですね。分母が大きくなってきたから、当然、分子も大きくしなくちゃならないということになるわけですが、助成申請ということについて、何となく心配な部分があるんですね。

今、私、お尋ねした内容の真意がわかっていただけるならばお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。わかっていただけましたでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

難しい、大丈夫です。

○ 松岡保険年金課長

私、理解力が足りないため、わかりかねる部分もあるんでございますけれども、助成事業といたしましては、三重県内では四日市市のみの助成申請を出してございます。これから国のほうから事業採択をしてただけるところでございまして、それを待っている状況でございまして。ただ、かといって、おっしゃられる健康状態、あるいはこの場合でありま

すと医療費の増加等がございますので、そういった面からも、やはりこういった事業は進めていきたいというふうに考えてございます。

○ 石川勝彦委員

そのためには、計画性、あるいはより具体的な方向づけというか、そういう周知が非常に大事になってこようかと思うんですが、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

○ 松岡保険年金課長

平成26年度におきましては、この補正予算をお認めいただいた後でございますけれども、本市国民健康保険加入者の方の健康状態、これを電子データ、レセプト、あるいは健康診査の結果、これを用いまして、どういう特徴があるのか、どういう傾向があるのか、あるいは重点的に取り組むのはどういったところが必要なのかということ、まず26年度でやらせていただきたいと思います。その後、そこから導き出されたものについて、平成27年度以降の中で具体的な事業を計画していきたい、このように考えてございます。

○ 石川勝彦委員

情報というと、それぞれ、診療所内、病院にかかった人たちの情報というのはわかりませんが、健康な人たちの情報というのはどのように把握していくかということ、健康福祉部のほうから出されてくるアンケートに対する対応程度で、もう一つヘルスアップ事業につながっていない。事業としては立派だと思えますね。大いにやっていただかなくちゃいかんと思いますが、ただ、受け皿として、市民に、高齢化率が23%を超えていると。確かに元気な人が多いんですけども、やっぱり元気な人たちも少しでも長く元気でおっていただくためにも大変重要な事業であろうと思えますね。

それだけに、みんながみんなというようなわけにはいかないと思いますし、いわゆる病院とか、そういったところにかかっている人たちはともかくとして、その人たちはこれ以上悪くならないようにということですが、目的は、やっぱりヘルスアップですから、疾病予防、生活の質の向上ということですから、ましてや健康の保持・増進ということですから、その他というか、元気な人たちの、言うならば87%ぐらいの人たちに対する対応の事業であろうかなと思えますね。

この辺のことについて、非常に重要であるし重大、かつしっかり取り組んでいただかなかちゃいけない。三重県でただ一つと言われるならば、手を挙げた以上はそれなりの実績を上げていただかないと、後々、四日市市の健康年齢といいますか、健康寿命といいますか、そういったものの向上に向けてプラスするということにはならんのかなというふうに思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○ 松岡保険年金課長

確かに重要な事業であるというふうに認識してございまして、今、ご指摘いただいた点を踏まえて、平成26年度のデータ分析から27年度の事業、より具体的な展開できるように、今後、進めてまいりたいと考えてございます。

○ 石川勝彦委員

最後にしますが、データデータばかりじゃなくて、もっともっと周知徹底。データは知れています。いわゆるデータとしてあるものが、全市的に高齢者対応ということで考えるならば、全体に浸透できるかというところ、その辺はなかなか周知できるものではないと思うんですね。だから、その辺のところ、ヘルスアップということについては非常に大事で、よもや自分がということは、誰だって病気になれば、自分がこんな病気になるとはわからなかったということで、あすはわからんわけですね。だから、そういう意味からのヘルスアップ事業だと思うんですね。

くれぐれも、その辺の情報云々でこだわっていただくなければ、これはおのずと、この事業の成功ということにはつながらないと思います。その辺のところをしっかりと受けとめていただいて、思いを新たにさせていただいて取り組みいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

ほか、ご質疑ございませんでしょうか。

○ 野呂泰治委員

ちょっと教えてください。ジェネリック医薬品の利用促進通知ですけれども、薬なんです。余り詳しくかどうかわからない、申しわけないけれども、今は薬は、きちんとした、厚生労働省の薬剤のほうで、いろいろ許可というか、そういったことで、医者の方でいろいろ、病院へ行けば医者からもらっているんだけど、一般の薬品のそういうお店が、格安で、保険を使わないというか、これ、もともと医療費を少なくするためにこういうことできたんか、あるいはこれから出てくるような自由診療とか、いろんなさまざまな診療の、我々の医療に関する、そういった中からこういったものが出てきたんか、その辺は、少し、わかっているら教えてください。

○ 松岡保険年金課長

このジェネリック医薬品利用促進通知でございますけれども、これは、もともとありましたというか、新薬というのがございまして、この特許が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分を含んでいると、さらに同等の効能とか効果は得られるけど、回数が安く済んだということで、薬剤の価格が安くなっています。ということは、医療費を抑制する適正化につながるということで、ここ最近、いろんな保険者のほうで取り組みが始まっている、そういうものでございます。

○ 野呂泰治委員

私も全体の福祉というか、医療のほうで、だんだんと、いろいろ高額になるというか、そうすると、現在、いろいろ我々がお世話になっている医師、病院ですね、あるいは一般のお医者さんのかかりつけ医のところの、そういう人たちに対する影響というか、それによって、現在の医療体制というものが弱くなるというか、そういったことには、あるいはまた新しい製品がどのようにして、大丈夫か、いいかどうかということが、我々一般市民にはわかりづらい面もあると思います。その辺の広報というか、そんなものは何か国のほうから指示は来ているんですか。県のほうから。

○ 松岡保険年金課長

ご質問ありがとうございます。

この同じ薬でございますので、有効成分同じで効き目も同じということですが、例えば人様によりまして合う・合わないとか、ほかの薬と組み合わせ等で、100%完璧に適応す

るということではないものでございますので、それについては、被保険者の方とお医者さんが相談をいただいて摂取いただくというものでございまして、必ずジェネリックがあるからジェネリックにかえてくださいというものではございません。したがって、それらの広報につきましては、この後お送りする利用促進のお知らせの中へ、説明書きを書き加えていきたいというふうに考えてございます。

○ 野呂泰治委員

いずれにしても、最近では、環境の変化によって、いろんな伝染病もしかり、あるいはまた最近ではいろいろ、デング熱ですか、ああいったことも次から次へと出てくる、こういう世の中ですので、それに対応するような薬というのは、恐らくこれからもっともっと必要になってくると思うんですね。

そうすると、こういう申請されても、でも格安で、何か一遍、使ってみたらどうだろうというふうな、そういうような、お医者さんではない薬局、あるいは医薬品会社の余り知られていないようなところのそういう商品が頻繁に出てきてしまって、逆に我々の健康が阻害される、悪くなるというふうなことにならないように、そういう、まあ、いい面はいい面で、安くてよければ、それはいいんでしょうけれども、でもそうでない、逆の現象が出てきたときには、これからまたいろんな新しい環境、本当に地球温暖化ではないですけども、いろいろ変わってきますので、環境の変化によって、恐らくさまざまな病名というものがまた出てくるかもわかりませんので、そういった点をしっかりとひとつ研究していってもらいたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

関連ですか。

○ 石川勝彦委員

はい。今、ジェネリック医薬品のことで課長のほうから説明がありましたが、特許が切れたからということであくなるということですが、実は私もいろいろ薬を飲んでいますが、ジェネリックにかえてくださいと言っても、調剤薬局が、切れたのとほとんど同じですという薬が結構多いんですね。その辺のところを調べてみえますか。だから、もと

のほうでよろしいと、あるいはジェネリックのほうがいいんですか。薬剤師さんとして、プロの世界で、どのようにその薬、古い薬と、今までの薬と、ジェネリックの薬と比較されて、どちらがいいのかという。飲んでみて、人体実験ではないですけども、1回とりあえずかえまじょうと、様子を見ていただいて、また戻しまじょうというふうな、そういうような話をドクターと調整しながらということですが、安くなるというだけの問題になると、今言いましたような問題は、ちょっとやっぱり引っかかる場所があるんですね。

だから、ジェネリック医薬品が何千とあると思うんですが、まあ、いろんな分野で、そこまでは、保険年金課も調査しておられないでしょう。しておられるならば、それなりの話も聞かせていただきたいなと思うんですけども、今の話だと、当然安くなると。安くなるから、こういう形で効果額を見込んでいるということですけども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○ 松岡保険年金課長

調査まではできかねておるんですけども、そのジェネリック医薬品自体も、委員ご指摘のとおり、たくさん種類がございます。幅もございます。価格についても、8割相当のものから、中には2割相当というものもございますので、やはりその辺は考えるところがございますして、安ければ全ていいのかというものではやはりないと思いますので、その辺のところ、調剤薬局さんの在庫の関係とか、あるいは、納品をしていただくまでの期間が、すぐ入ってくるものとか、期間が相当かかるもの、あるいは発注しても1000錠単位でしか入ってこないと、いろんな製薬会社との関係があったりして、なかなか求めるようにいかないというのも実態としてあるということは聞いてございます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

今言いましたように、ジェネリック医薬品そのものについて、今、ジェネリック医薬品に切りかえまじょうという宣伝が非常に浸透してきていますね。だから、皆さんそれで、ジェネリックにすれば少し安くなるんだからという当然のような思いがあるんですけども、その調剤薬局で、親切だから言ってくれるのかもしれないけれども、普通だと、ジェネリックにかえまじょうと、前まではこれでしたけれども今度はこれにまじょうというだけのこと、お金がこれだけ安くなりますというような説明はほとんどされないですね。

その辺のところは、やっぱりジェネリックという一つの風が吹いていますね。

じゃ、前の薬はだめなのかというだけではなくて、今言われたように、1ダースではなくてワングロスとれなくちゃいけないとか、そういう世界で、調剤薬局全体が一くくりで仕入れをしていると、そしてそれを上手にバランスよくあれているというようなことで、その辺のところも、ある程度、競争ではなくて、やっぱりバランスよく、この調剤薬局にはこれだけは必要なんだと、ここはそんなに、内容的に調剤の対象がやや違うから、内科とかそういう分野と違うから少なくてもいいとか、そういうような調整がされているというのは裏の話ですけれども、その辺のところまでいくと、今の点、もうちょっとやっぱり踏み込んでお答えいただけたらなと思いますが、いかがですか。

○ 松岡保険年金課長

私たちが入手する情報としましては、国から県を通じて入ってくる情報、それから調剤薬局さんからお聞かせいただくような情報のところにとどまっているというところがございますけれども、ただ、一つ申し上げたいのは、価格が少しでも安くなるということがたくさんの方に積み重なると、今回の資料でも見ていただきますと、1月239万4000円、これが年間で2800万円程度になると、これで医療費が下がる、ひいてはこれが積み重なっていくと、保険料を下げることにもつながっていくというところで、できるだけかえていただくようなところを進めていきたいというふうに考えてございます。

○ 石川勝彦委員

要するに効果額の見込みということで、こういう一連の先ほどの説明があり、この表があり、グラフがあるわけですね。そのように理解しておかなくちゃいかんと思いますが、どうかひとつ、四日市も薬剤師会というのがあります。その辺のところからもう一つ詳しい情報をとっていただくということは必要ではないかと思しますので、その辺をひとつお含みおきいただいて、今後の取り組みに対応していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

今、重要なのは、薬剤師会との連携というところで指摘いただきましたので、部長のほうからよろしくお願いします。

○ 村田健康福祉部長

先発薬に対しまして後発薬、これをジェネリックというふうに言っています。主成分は変わらないので、基本的な効果は変わらないということで、対象になる病気はほとんど慢性病、いわゆる高血圧とか糖尿病、こういう患者さんが多いかと思えます。どこの調剤薬局さんも、こういったジェネリックについては既に扱いを進めてみえる、力を入れてみえると。

効果としまして、国民健康保険の医療費が抑えられるという側面、もちろんこれはあるわけなんですけれども、薬価が安くなるということは患者さんの自己負担も安くなるということでもございますので、患者さんにも決して不利なものではないだろうなというふうに思っています。

あと調剤薬局でのお話も少し出ました。在庫についてはきちんと確保はしていただいていると思います。その中で、今、お薬手帳とか、いろいろなものを患者さんは持ってお見えになりますね。そういったものを見ながら、調剤薬局の薬剤師さん方が、先発品にしますか、それともこういう後発品がありますよ、効果は変わらないですがどうされますかということ、多分丁寧に説明していただいているというふうに私どもは認識しております。その辺のところ、もし説明が不足しているということであれば、また薬剤師会さんのほうにも、その辺のところをよろしく願いますというふうなお願いはしていかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、先ほど保険年金課長のほうから申し上げましたが、全ての方に後発品が、よりジェネリックが有効であるということでもございません。やはり周辺成分、微妙なところがありますので、ご本人に合う・合わないというのがありますので、この辺は主治医の先生ともご相談いただいて、やっぱり先発品に戻していただかなければならないと、こういった事例も現にございますので、ここは、100%必ずジェネリックでという、そういったお願いの仕方にはならないというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 諸岡 覚委員

そのジェネリックで、私、実はことしに入ってから、私は結構前からジェネリック好きで使うとったんですけれども、あることで病院に通ったときに、なかなかその薬がき

かんもんで、医者に、あんた、ちゃんと薬飲んどるかと言われて、ちゃんと飲んでますと。ただしジェネリックですがという話をしたら、ジェネリックの何やという話で、こうこうですという話で、そのとき初めて聞いたんですけど、それが、そのお医者さんの言った話が本当かどうかわからない、ここで確認で聞きたいんですけども、そのお医者さん言わく、ジェネリックというのは、もとの医師が処方した薬の効果が100だとすると、プラスマイナス20%までの誤差はジェネリックとして通用することになっているんだと。だから、あんたが飲んどる薬は私が指定した薬のマイナス20%のほうのジェネリックなんやと、だからそれではきかんと。ちゃんともとに戻すか、あるいは同じジェネリックでもこっちのジェネリックを使えと、そういうことを言われたことがあるんですよ。それって事実なんですか。そうすると、プラスマイナス20%というと相当幅でかいんですけども、それで同等の効果と言うのかなと、ちょっと疑問に思ったことがあるんですけども、この事実関係だけ教えてもらえれば。

○ 村田健康福祉部長

私も医療の専門家ではないので、正確なお答えはなかなか難しいんですけども、一般的に言われているところというのは、先発薬に対して後発薬、ジェネリック医薬品は、主成分は同じですが、周辺の成分が微妙に異なるところがあります。そのために、その患者さんの体質とか症状によりまして、微妙に効果に差があることがあるというふうに言われています。それがプラスマイナス20%なのかどうかは、済みません、存じ上げません。

ですから、そこでお医者さんと相談をしていただいて、先発に戻していただくとか、あるいは同じジェネリックでも違うものにかえていただくとかということもあるということ、これは現場のほうからお聞きしていることです。

○ 諸岡 覚委員

私も長いこと、例えば風邪薬でも何でもそうやけど、ジェネリック好きやので、ジェネリックを飲んどって、何も自分で違和感がなかったのが、ことし初めて違和感を感じるものがあって、医者にそうやって指摘をされたので、ああ、なるほどなと思っただけけれども、だとすると、ジェネリックを推奨するときには、ちゃんとその辺も説明はしておいたほうがええんかなと思って。細かい数字はともかくとして、ジェネリックやときかんとときもあるし、きき過ぎるときもあるんで、ある程度、自己判断でというのは書いておいたほ

うがええんかなという気がしたもので。いいです、これはただの意見です。終わります。
答弁結構です。

○ 中川雅晶委員長

個人というよりも、かかりつけ医とか薬剤師としっかりと相談いただくようにという形にしなければいけない。

○ 樋口博己委員

同じくジェネリック医薬品なんですけれども、何人かの委員が質疑されたのであれなんですけど、この最初の補正予算参考資料の31ページのところのスケジュールの案の中で、お知らせを3300通出されるというふうになっているんですけれども、これは、その追加資料で出していただいた、後発品への代替が可能なのというのが35.9%という数字が出ているんですけれども、この数字の方に全て出すと3300通という数字になるんでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

委員ご指摘のとおりでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。可能性のある方には全て出すということですね、わかりました。ありがとうございます。

それで、追加資料で、他市の青森市、川口市、豊橋市の事例を出していただいているんですけれども、これは、それぞれ導入して、期間はどのぐらいたって、このプラス5.7%とか、こういう数字になっているんでしょうか。

○ 松岡保険年金課長

これ、導入してとおっしゃいますのは、初年度に導入をしてという意味なのか、あるいは何年かたった期間なのかということをご質問いただいているということでしょうか。

○ 小松保険年金課長補佐兼管理係長

保険年金課の小松でございます。済みません、失礼いたします。

今回、参考に、青森市、川口市、豊橋市という三つの市のほうの様子を確認させていただきました。今回、この資料のほうに掲載をさせていただいておりますが、それぞれ、済みません、開始時期については、それぞれの年度、まちまちでございます。質問の内容としましては、ジェネリックの差額通知を送る前と送った後1年の比較において、どのぐらいシェアが伸びましたかというような内容で質問させていただいております。それぞれスタート時期はまちまちなんです。1年後としましては4%から5%の伸びを示している、そのようなお示しの資料掲載ということでご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、導入初年度の1年という意味なわけですね、わかりました。そうしたら、四日市より少し大きなまち、同格市の、この三つの市が5.7とか、4.0、4.6%伸びたという中から、四日市も導入すると、1割程度は後発品にかえていただくだろうという試算をいただいたということですね、わかりました。

それで、その通知を来年の3月に、導入されるとこういう差額になりますよと、試したらどうですかという案内を出されるかと思うんですけれども、それで、その後の反応も、今後の反応は見てみやなあかんと思うんですけれども、その通知を出して、来年度の動きなんですけれども、切りかえられる方もみえるでしょうし、案内をもらってもそのままの方もみえるでしょうけれども、特にレセプト、データを持ってきて、分析してこういうことを提案されていると思うんですけれども、例えば幾つかの同じ病気で同じ病院に行ってみえる方とか、それとか月10回も15回も病院に行かれる方とか、そういう方に対しては、少し個別でアドバイスなりなんなりもしたほうがいいのかと思うんですけれども、先進的に取り組んでみえる呉市はそのような対応をして、訪問指導などをして、こういう面でも効果が上がっているというんですけれども、こんなようなことはお考えなんですか。

○ 松岡保険年金課長

確かに薬を重複してもらっている方とか、頻繁に医療機関にかかっておられる方、いらっしゃるだろうということでございまして、この辺、委員ご指摘の点につきましては、先ほどのヘルスアップ事業、こちらの中で、重複、頻回受診対策として取り組んでいくようなことを、現在、想定をしているところでございます。

○ 樋口博己委員

この事業と連動して来年度はいくということですね、わかりました。

○ 中川雅晶委員長

連動、決まっているわけではない、事例でしょう、これは。

○ 松岡保険年金課長

申しわけございません。やはりそのデータ分析に基づく必要な保険事業というくくりからいたしますと、ジェネリック、データ分析するんですけれども、ヘルスアップ事業の中で、今おっしゃっていただきました事業は進めていくことになるというふうなことを考えてございます。

○ 中川雅晶委員長

考えているということですね。

○ 樋口博己委員

考えているということで、現実にやっていただく方針だということでもいいですよ、これは。はい、わかりました。

ちょっと話の角度が違うんですけれども、決算額で、保護費のほうで医療費が半分ぐらいいあるんですけれども、この方は全てジェネリックにきなさいという話ではないんですけれども、保護を受けてみえる方は、定期的に市役所にお見えになったり、ケースワーカーが訪問したりするかと思うんですけれども、こういったジェネリックの知識も少し勉強いただいで、少しレセプトともデータを照らし合わせながら、個別にアドバイスができるのかなと思うんですけれども、そういった連携というのはどうなんでしょうか。

○ 村田健康福祉部長

済みません、きょうは保護課のほうが出席しておりませんので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、生活保護の医療扶助につきましても、レセプトのいわゆる点検という中で、こういったものの分析ができてくると思っています。これは国のほうも同

じ姿勢を持っていますけれども、医療扶助についても、やはり必要であればジェネリックへの移行ということを進めていくという方針を持っておりますし、私どものほうもそういった指導はしていかなければならないだろうなというふうに思っています。

ただ、国民健康保険のほうで、比較的高齢者の方が多くて慢性疾病が多いのかなと思う反面、生活保護の傷病世帯等については、比較的急性期といいますか、回復期といいますか、慢性期の前の方の割合というのが比較的高いのかなという印象を持っております。ただその中でも、やっぱりジェネリックに移行できる方については、そういったことのお願いをしていくべきというような考え方を持っているところです。

○ 樋口博己委員

ぜひともこのレセプトをしっかりとデータ分析して、無理にかえていくという話では、まあ、先ほど議論あったとおりでと思いますが、しっかりと見きわめて推進をいただきたいなと思っています。

薬剤師という話もありましたけれども、ドクターの認識も少し啓発が必要なのかなと。ドクターによっては、先ほどありましたとおり、ジェネリックに、どこまで信頼しているかというふうにお考えのドクターもおみえになるというふうに聞きますので、アメリカなんかの製薬会社だと、先発品をつくっていて、その特許が切れた次の日から、その会社が同じ薬を後発品で売るといって会社も出ているというふうに聞いていますと、全く同じ薬が1日違えば8割になるとか、そんな話もジェネリックではあるというふうにお聞きしていますので、そういったことも、ドクターに対しても啓発いただきながら、処方箋を書くのはドクターですので、ドクターからも、そういう薬の丁寧な説明をお願いしたいなと思っています。

最初に言いました呉市なんかは、6年間続けて、ここ、高齢者が多いということで先進的に取り組まれたようなんですけれども、6年間で5億円が削減ができたという事例もありますので、これ、極端に進めればいいという話ではないんですが、しっかりと、四日市に合った、丁寧な、患者さんに合った、上手に切りかえると安くなりますよということもしっかりと丁寧に説明いただきながら、ぜひとも、いい事業だと思いますので、推進いただきたいなと。先ほどのヘルスアップ事業と連動して、しっかりとリンクして、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○ 小川政人委員

関連してだけど、薬を選ぶのに、患者に主導権があるのか、医師に主導権があるのか、それとも薬剤師さんに主導権があるのか、その辺が、一般的には患者のほうは医師に言われたまま飲むのが多いだろうと思うけれど、そうすると、これ、患者向けにやるんやろうと思うと、医師とかに向けてやったほうが、より効果が。今、樋口委員言われたようにね。どっちかいうたら、患者にやるより医師にそういうことを啓発したほうが早いのと違いますか、素人考えなんやけど。

○ 中川雅晶委員長

決定の最終主導権。

○ 村田健康福祉部長

ジェネリック医薬品を選択するかどうかの主導権というところになりますと、先ほど申しましたように、薬局でも薬剤師さんが説明されて、どうしますかという判断を、最終は患者さんのほうにいきますので、患者さんにあるというふうに思っています。ただ、おっしゃられたように、先ほども話があったように、主治医が処方箋を書いていただくわけですね。処方箋の中で、いわゆるジェネリック、後発品でも可ですよというのをきちんとチェックしてくれないと、後発品を使えない、調剤薬局でも勧められないということになりますので、お医者さんへのジェネリックの使用の促進についてのご理解を求めていくということは大事なことやというふうに思っています。それについては医師会さんともお話しをさせていただいておりますし、ほとんどのお医者さんについては、ジェネリックで代用できるものはたくさんあると、全部できるとは言われませんが、代用できるものがたくさんあるというふうなおっしゃり方をされますので、まずこれは問題なく進めていけるというふうな判断もしているところです。

○ 小川政人委員

だから、実際的には決定権は患者にあるんやというけども、医学的な知識がなかったら、そんなんないのと一緒でさ、やっぱり先生が、これでもいいよと言うてくれたら、という部分で持たれていくと思うんやな。確かに金払うのは患者やけども、そうではない部分が

あるもので、ここはやっぱり医師会ともっと徹底して話をするほうが良いと思うけど。

それと、横道にそれるんやけど、患者さんが安いほうがええとか、医療費が安くなるとか、国民健康保険料が安くなるとかというところでいくと、例えば院外処方と院内処方と、値段一緒と違うという話を聞いたことがあるんだけど、誰か実名を言うと、もう亡くなつとうでええかな、森真寿朗元議員に市立病院で会ったときに、そういう話、教えてもらうたんやけど、それは現実そうなのか、それはレセプトか何かでわかるんか。

○ 中川雅晶委員長

わかりますか。

○ 村田健康福祉部長

済みません、診療報酬の中身のことは、つたない知識しかないので、あれですけども、例えば院内処方と院外処方では、出し方によって診療報酬の加算が異なるというふうなことは承知をしております。例えば長期処方をされたりとか、そういう場合であるとか、長い期間の……。

○ 中川雅晶委員長

長期処方。

○ 村田健康福祉部長

長期処方をされると、院内・院外、報酬単価が違う。それから何種類か薬があるときに、一つの薬に入れる一包化というのがあるんですけども、こういったことをされると、また料金も変わってくるとか、いろんなことがあるということはお聞きはしております。おっしゃるように同一ではないという認識は持っています。詳細については、ごめんなさい、わかりません。

○ 小川政人委員

だから、恐らく分業というのは国の政策の一つなんだけども、そこでいく中で、医療費の抑制というのも一つの国の政策やろう思うんだけど、何でその院内処方と院外処方と、薬の値段、効き目の同じ薬をもらったとしても値段が違うという、二重価格というの

か、そういうのはなぜ出てくるんやというのがよくわからんけど、今の袋の入れ方とか何とかという話、袋に一つにまとめるという程度のもので値段が変わるのかという部分。僕は、ひょっとしたら2割ぐらい違うかなという話も聞くと、こっちのほうをしたほうが保険料の抑制とか自己負担の抑制につながって、院内処方で行くというほうがいいのか、それとも、例えば市立病院に行くと、周りにいっぱい調剤薬局があつて、みんながあれで生きていけるということなんやわな。そういう生きていくために高くしてやらなあかんという、薬剤師さんの職をつくるために値段を高くしてやらなあかんとか、その辺のことは、もしあなた方が保険料抑制とか自己負担の抑制というのを目指しとるなら、そっちから手をつけたほうが早いのと違うのかな。

○ 中川雅晶委員長

診療報酬のことです。

○ 村田健康福祉部長

診療報酬のことについては、何分知識がございませんので、お答えしかねるところがあると思います。ただ、院内処方、院外処方、分かれているところについては、病院の薬剤師さん、調剤薬局の薬剤師さん、それぞれの役割分担ということも一つ進めていかなければならないというのがあると思っています。病院での治療ですと、チーム医療ということで、医師、看護師、薬剤師、検査技師等々、多職種が1人の患者さんにいろいろな細かい丁寧な説明をしていくというのを、今、進めているところですし、そうなりますと、全て院内処方ということになりますと、薬剤師の業務量というのかなり過密になってくるだろうと。そういうところ辺で、かかりつけ医を持つと同じように、かかりつけの薬剤師さんを持っていただくというのも一つの考え方であろうかなということも思いますので、そういった役割分担の中でのお話なのかなというふうには理解はしているところです。

○ 小川政人委員

診療報酬と言ったけど、診療報酬、僕の素人の考え方、間違うとるかもわからんけど、診療報酬というのは、お医者さんが見るのが診療報酬でしょう。薬の値段というのは、あくまで薬価基準で決まっていくのと違うのかな。その薬の処方ではなくて、処方箋どおり売ることでも診療報酬に当たるのか当たらないのか、その辺、そうなん。診療報酬なんで

すか。

○ 中川雅晶委員長

薬価は一緒ですよ。処方箋料ですよ。

○ 村田健康福祉部長

診療の結果に基づいて、医師の指示で提供された薬品、これは病院で提供されようと、調剤薬局で提供されようと、診療報酬の中の一部、薬価基準でというのもそのとおりなんです。それは診療報酬の中の一部というふうなことです。

○ 小川政人委員

ようわからんけど、薬の指示は先生がするんやわな、この薬もらってってくださいと。薬局で選択することって、ジェネリックにするか何かにするかで、与えられた指示の薬を出すだけのことであって、それがジェネリック同士であろうが、そうでないものであろうが、院外と院内では値段が変わるといこと自体が二重基準かなと思っって、本当に医療費を抑制しようと思ふなら、どっか一遍、統一するようにせんと、僕も薬をもらっると行くんやけど、結構高齢者の人たちが調剤薬局で高い薬をもらっるところを見ると、何か割合わんのかなとも思ふんやけど、そこは、もしあなたがたが自己負担をなくすといふのと保険料の抑制といふのを考えるんやったら、それも一緒にやらないと、こんなん、患者にだけジェネリックがどうのこうのって言ったって、実際上は、医師のほうに決定権が大方ある。だからそこ、ちょっと違うのかなと。効果は余り考えられんやけど、もっとな患者に言うよりも医師にちゃんとやったほうが。

ちなみに僕はほとんどジェネリックに、先生がきちんと、後発品が出たら、そっちにかえられますよと言ったときには、ちゃんと後発品に市立病院はしてくれとるもんであれだけ、僕から言ったんじゃなくて先生からかえてきてくれとるんやね。そこは先生に言うたほうが早いんと違うかな。

○ 中川雅晶委員長

ご答弁要りますか。

○ 小川政人委員

しゃべりたかったらしゃべれば。

○ 村田健康福祉部長

医師のほうにジェネリックの推奨についてのご協力をお願いしていくと、この点については、先ほど来、ご指摘もずっとございますが、医師会のほうとしっかりとやっていきたいというふうに思います。ただ、その診療報酬のことになりますと、私どもでは、今、知識も何もございませんもので、申しわけございません。お答えのしようが……。

○ 小川政人委員

知識も何もないという話と違うやろう。同じ薬を与えられとる人が、院外でもらっている人と院内でもらっている人と値段が違うというのはレセプトにも出てくると違うか。この薬、同じ人が飲んどるけど、こっちの場合は値段が高くて、同じ薬でも値段が違うというのは出てくると違うのか。それはレセプトに出てこない。国民健康保険使うとったら、みんな金額は保険料で払うんやで、出てこうへんの。

○ 中川雅晶委員長

レセプトには出てくるでしょうけど、今、院外と院内との処方の違いはわからないということですよ。それはまた後で調べてもらって出していただきましょうか。今、ここでは結論出ないですね。

○ 小川政人委員

結論を出してくれとは言わへんのやけど、レセプトによって、私はわからんと言われると、みんな保険申請で、診療費は自己負担以外の部分は払うとるんやで、同じ薬で値段が違うの、それも情報としてきちっととつとかんと、都合のええときだけ情報やという話じゃなくて、全体に情報として把握をしとかんとあかん、そういう部分においてな。まあ、これは、この予算の議題と違うので、ちゃんと調べておいて。

○ 中川雅晶委員長

調べていただき、後でご報告いただけますでしょうか。

○ 村田健康福祉部長

すぐにそこまで分析できるかどうか自信がないので、後でというのもちよっとあれなんですけれども。

○ 中川雅晶委員長

基本的なことだけでいい……。

○ 村田健康福祉部長

そういった把握をとということでご指摘いただいていますので、それは私ども、もうちょっと勉強させていただきたいと思います。

○ 小川政人委員

だから、同じ薬を飲んで金額が違うか違わんかというのはわかるわけやんか。それを見たらええだけの話や。

○ 中川雅晶委員長

一度その辺、また専門的なところに確認いただいて、またできる範囲で報告いただけますでしょうか。

ほか、ご質疑ございませんでしょうか。

○ 豊田政典委員

高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業、公費助成事業ですけれども、今、見ているのは、8月補正予算参考資料10ページ、わからないことだらけなので、順番に聞いていきますから、わかりやすい言葉で簡単に教えていただければと思います。

まず、内容のところの文章を読んでいるんですけど、施行令の一部改正が平成26年10月から行われて、定期接種化されるというところは、今までは任意だったけれども、より国が強く推奨することによって、定期接種として、公費の負担を市町村に求めて、しなさいというふうになりましたという意味でいいんですか。僕なりの言葉ですけれども、本当の言葉、本当のことをわかりやすく教えてください、まず。

○ 須藤健康づくり課長

健康づくり課、須藤でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員のお話のとおりでございます。定期接種化ということは、そういう、委員がご指摘いただいたとおりで、この9月まで任意予防接種であったものを、国のほうが定期接種化ということで、10月から定期予防接種として位置づけられたということでございます。

○ 豊田政典委員

次の段落ですけれども、厚生労働省はどうかのことで、5年間は経過措置として、対象者を拡大して実施することとしていると、この文章の意味が全くわからないんですけど。

○ 須藤健康づくり課長

この5年間というのは、65歳から5歳刻みで、それぞれ100歳以上の方まで対象となっておりますが、5年を経過すれば、全てのこの5年間で、どなたも一度は定期予防接種の対象になるということで、その間に接種していただけるという意味でございます。

○ 豊田政典委員

対象者を拡大して実施する……。

○ 中川雅晶委員長

わかりやすく説明してください。

○ 須藤健康づくり課長

申しわけありません。当面5年間はということで、この5年の間、65歳以上の方は全て、例えばことし65歳以上の方が接種をして、その次は、次回受けられるのは70歳になりますが、来年また新しくなられる方が65歳になられたときに受けられるということで、この5年間の間には、どなたも1回は受ける機会がありまして、当面、国が5年間は経過措置として定期予防接種をして、1回は受けていただける機会をつくっていただくという意味でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、その6年後からかな、将来的には5年刻みではなくてということ。じゃないの。

○ 須藤健康づくり課長

今のところ、一応5年間の期間に受けていただけるチャンスがあるので、公費負担は1回という形で国のほうは示されておりますが、これはまた5年後になった場合にはどういう形になるかはわからない状況ではあります。経過措置ということで聞いております。

○ 豊田政典委員

じゃ、まあ、よくわかりませんが、いいとして、それでは表の中を聞いていきますけれども、まず新規の定期予防接種の表のほうでいくと、接種見込み者数というのは、この5歳刻みの方を、市民の方、何人いるよというのは数え上げて、接種率みたいなものを計算して9000人というのを割り出して予算化していると、そんなことですよ。その計算式というのは、接種率みたいなものは国が指定しているのか、四日市の何か実績なのかとか、どうやって9000人を割り出したのかというのを、簡単に結構ですので、教えてください。

○ 須藤健康づくり課長

計算式というのは特に国のほうからは示されておりませんが、それぞれの年齢の対象の人口に対して、既に定期接種化で入っておりますインフルエンザの予防接種がございますので、そちらの接種率がございますので、それに合わせた形で、例えば去年であれば、インフルエンザの接種率が51.9%で、2人に1人の方が受けていただいているんですが、そこから計算をいたしまして9000人といたしました。

○ 豊田政典委員

それから、ワクチン接種費用8348円、公費5848円、引き算するのかな、そうすると2500円が自己負担になるよというのは、これは国が定めた金額なのか、四日市が定めたものなのか、どっちなんでしょう。

○ 須藤健康づくり課長

この金額につきましては、まずワクチンの接種費用につきましては、診療報酬をもとに積算をしております。それから公費負担額と自己負担額につきましては、同じくインフルエンザの予防接種につきましても、自己負担額は予防接種費用の30%分を自己負担していただくという形で、その積算のもとに、自己負担額が2500円で公費負担額が5848円ということで積算をさせていただいております。

○ 豊田政典委員

その30%というのは国が決められているのか、四日市の決めなのか、どちらですか。

○ 須藤健康づくり課長

30%というのは、特に国のほうから何%という指定はございませんが、インフルエンザも接種費用の3割を自己負担いただいております。四日市市以外の他市町につきましても、おおむね30%いただいている市町が多い状況でございますので、自己負担額は30%分とさせていただきます。

○ 豊田政典委員

それから任意予防接種のほうをお聞きしたいんですけれども、平成23年12月から補助をしているよというのは、これは国がやれと言っているのか、四日市が独自に考えたのか、どちらなんですか。

○ 須藤健康づくり課長

任意予防接種でございますので、四日市で独自で実施しております。

○ 豊田政典委員

他市町の実施状況というのはどの程度なんですか。

○ 須藤健康づくり課長

それは任意の予防接種の他市町の実施状況ということでしょうか。

○ 豊田政典委員

そうです。

○ 須藤健康づくり課長

任意の予防接種は、ほとんど、三重県内、実施しております。

○ 豊田政典委員

下に下がっていったって、「ワクチン接種費用が自由設定額」という言葉が僕はわからないんですけども、これはどういう意味なんですか。

○ 須藤健康づくり課長

これは、平成23年12月から補助をさせていただいておりますが、当時、予防接種の金額というのが、このワクチンの場合にはおおむね8000円から9000円程度、それも医院によっても違いますので、自由設定という形で、金額がこちらのほうで把握できない状況でありましたので、自由設定額とさせていただきまして、おおむね多分8000円から9000円ぐらいの間であろうと推測して、その部分の30%分を公費負担額という形でさせていただいております。

○ 豊田政典委員

最後ですけど、財源、その他特財、予算書では「諸収入」となっていますけれども、これはどんな金なんですか。

○ 須藤健康づくり課長

その他特財につきましては、定期接種の自己負担分をいただく分と、それから任意予防接種につきましては、三重県の後期高齢者医療制度特別対策補助金という補助金がございますが、この9月までの分でございますが、75歳以上の方につきましては1人2000円の補助をいただけるということで、その分をあわせて特定財源としてこちらのほうに記載させていただいております。

○ 豊田政典委員

完全ではないですが、大分わかってきましたので、とりあえずやめます。

○ 小川政人委員

関連して、公費負担額5848円という中の市の金は幾らなんですか。これは市が全部持つんですか。

○ 須藤健康づくり課長

市の負担割合というか、これも子供の予防接種と同様で、交付税措置という形で入ってまいりますので、その幾らという額をお示しすることができないんですが。

○ 小川政人委員

わかった。国の制度やから、交付税で国がくれるけども、ここで言う一般財源というのは、交付税でもらったものを、それを出していくという、そういう考え方でいいのかな。

○ 須藤健康づくり課長

はい、そうでございます。

○ 小川政人委員

僕は、補正予算というよりも、減るのかなと思ったんや、実は。国の金が出てくるもので、減額補正するのかなと思ったら、そういう意味のことだな、わかった。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますでしょうか。ありませんか。

私のほうから1件だけ、時間も過ぎているんですけども、ヘルスアップ事業の件で、この目的は、健康寿命の延伸と、それから医療費の適正化と、両面ありますよということで、先ほどからもそうなんですけれども、平成27年度からの実施予定事例も、これは二つとも、どちらかというとも医療費の適正化ばかりに重点を置かれているのかなと。確かにさっきのジェネリック医薬品とか、医療費の適正化というのは重要なんですが、であるならば、医療費の適正化の指標としてはどういうものを用いていくのかということもお伺いしたいし、他市町でいくと、1人当たりの医療費の金額とかというのを指標にして、それも

国民健康保険の中であれば、74歳までですから、どの年代の医療費を指標にしていくのかというのがありますし、逆に、もう一つの、医療費の適正化ではなくて、健康寿命の延伸となれば、こういった事業だけではなくて、より健康寿命が延びていくような、またそういう事業を盛り込んでいかなきゃいけないと思うんですが、となると、健康づくり課であったりとか介護・高齢福祉課とかというのがどういような事業を展開していくのかということが重要かなと思うんですが、その辺のところをお伺いできますか。

○ 松岡保険年金課長

平成27年度からの事業例としましては二つ挙げてございますが、これに限らず、どういった傾向、特徴があるのかということで、ここに掲げてある事業以外の新たな事業、これは、この分析結果を踏まえて、平成27年度の中でつくり上げていきたいと。その中で、健康づくり課、あるいは介護・高齢福祉課と連携するような事業があれば、進んで取り組んでまいりたいというようなことを考えてございます。

○ 中川雅晶委員長

そういうことを考えていくということですね。はい、わかりました。

ほか、ご質疑はございませんね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑なしと認めます。

全体会へ審査を送るべき事項、また、討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なしと認めます。

それでは採決させていただきます。

議案第26号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算補正、

歳出第3民生費、第1項社会福祉費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第26号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2条債務負担行為補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 中川雅晶委員長

それでは、10分ほど休憩させていただいて、再開後、議案とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

済みません、ちょっと待ってください。特別会計もあわせて、議案第27号もありました。一般会計のほかに、議案第27号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算もございまして、こちらのほうも、全体会審査、討論ございませんね。

（なし）

○ 中川雅晶委員長

なしと認めます。

議案第27号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についても、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。本件も可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第27号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、ここから10分休憩、再開は11時20分とさせていただきます。お願いいたします。

11:09 休憩

11:21 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続き、ここからは、教育民生常任委員会として付託議案の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第32号四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正についてを議題とさせていただきます。

議案第32号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について

○ 中川雅晶委員長

議案については、さきの議案聴取会で既に説明を受けておりますので、質疑から始めたいと思います。委員のご質疑、お願いいたします。

○ 小川政人委員

せっかく、この手数料条例を改めるので、もう間に合わへんけれども、きのうしゃべった地域行事でな、バザーとか何かの許可を、非営利やったらもっと安くしてほしいねんやけど。どうせ見に来うへんもんでな。

だから、そういう部分をちょっと見直しを、営業と非営利の部分と、1日だけやで見にも行かへんというだけの、判を押すだけのあれなんだから、ただにせえとは言わんけども、2000円は高いで、もうちょっと、ついでに考えてほしい。それだけ。これとは関係なかったな。

○ 中川雅晶委員長

要望、意見としてよろしいですか。

ほか、ご質疑ございませんでしょうか、この議案について。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、なしと認めます。

それでは採決に移りたいと思いますが、討論はありますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論なしと認めます。

それでは、議案第32号四日市市保健所関係手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認めます。よって、本案は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第32号 四日市市保健所等関係手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で議案のほうは終了させていただきました。

11 : 24 休憩

13 : 00 再開

○ 中川雅晶委員長

お疲れさまです。じゃ、午前中に引き続き、気分も一新で、教育委員会から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは教育委員会の審査を行ってまいります。初めに、田代教育長よりご挨拶賜ります。

○ 田代教育長

お疲れのところ、気分一新ということで、教育委員会です。よろしくお願いいたします。

教育委員会では、8月22日の議案聴取会のご指摘いただいた点も含めて、資料を拡充したやつ、それから新しく追加した資料がございます。後ほどまた説明させていただきますが、それから、補正予算と、それから付託議案は、22日の説明のとおりでございます。なお、協議会が報告事項も含めまして6本ございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、ここからは決算常任委員会教育民生分科会として審査を行います。

議案第22号平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般家計歳出第10款教育費第1項教育総務費（関係部分）、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項幼稚園費（関係部分）、第5項社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費の審査をさせていただきます。

議案第22号 平成25年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 幼稚園費（関係部分）

第5項 社会教育費（関係部分）

第6項 保健体育費

○ 中川雅晶委員長

それでは、前回の委員会の議案聴取会の中であった追加資料についての一括の説明を求めます。

○ 室町教育総務課長

よろしくお願いたします。

本日は、決算常任委員会教育民生分科会追加資料、資料ナンバー1、これで説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長からも申し上げましたが、8月22日の議案聴取会におきまして決算常任委員会の資料案をごらんいただきましたが、その際、委員の皆様方からご指摘いただきましたことに対する対応といたしまして、個別事業の説明を、まず基本的にA4の2ページに拡充しております。それから、その後、正副委員長さんのほうからもご指摘をいただきまして、そのご指摘を受けまして、さらに必要に応じまして、補足資料として、その後におつけした形となっております。

これらの事業、教育委員会で特に重要と判断したものを挙げてございますが、それぞれ、経年変化のこととか、事業の成果、課題をもっとわかるように示してほしいですとか、具体的効果の検証が不十分ではないかと、このようなご指摘を受けた中で、各個別資料を見直しまして、修正いたしまして、まず1ページの少人数学級拡充事業、それから5ページからの学校図書館いきいき推進事業、7ページからは生徒指導・教育相談事業、11ページから特別支援教育・相談事業、15ページから子ども支援ネットワーク構築事業の五つの事業につきまして、その体裁の改善と内容の拡充をいたしました。

またそのほか、18ページ以降、三つの個別事業でございますが、ご指摘も受けた中で、全体的な資料の見直しをいたしました結果、新たに追加をさせていただいたものでございます。18ページからは教育施設課の避難施設整備事業、21ページからは社会教育課の天然記念物保存事業、25ページからは市立博物館の特別展等開催事業についてでございます。

これから、各担当課から、それぞれご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 上浦学校教育課長

それでは、少人数学級拡充事業について、新しく追加した部分を中心にご説明をいたします。

資料の1ページをごらんください。少人数学級拡充事業は、市単の非常勤講師を配置して、小学校1年生、中学校1年生において30人以下学級を実施するものでございますが、平成25年度は、それまでの中学校に加えて5校において、中学校1年生の30人学級を実施しました。常勤講師は全部で19名配置しております。その結果、小学校1年生の1学級当たりの平均人数、その表にもございますけれども、前年度までは27名から28名ほどでしたけれども、24.7名と、大きく減少しております。

また、小1、中1の30人学級編制の実施率でございますけれども、これは93.4%になりました。この数字は、小中学校全61校のうち93.4%の学校が実施できたということで、学校数でいいますと、全部で57校実施をしております。中学校では4校が実施することができませんでした。これについては、後で課題のところでも申し上げます。

次に、学校教育アシスト事業ですけれども、まず非常勤講師の配置で、表のように、ここ数年間は、小中学校合わせて200人ほどの非常勤講師を配置しています。その結果、右のグラフに示しますように、多くの学年で少人数学級が実施されているということでございます。

また、非常勤講師や経験の浅い教師の授業力を向上させるために、教育アドバイザーを派遣いたしまして、指導・助言を行いました。派遣の実績については、2ページの上の表のようになっています。これは、教育アドバイザーは幼稚園担当の者もおるんですけれども、小中学校の分というふうになっております。

それで、これらの事業の効果なんですけれども、小学校1年生につきましては、小学校のスタートにおいて、個々の子供に目が行き届くなど、肯定的な声が学校現場から寄せら

れています。また中学校1年生につきましても、子供一人一人の様子がかみやすく、学校と保護者との距離も近づく、そういうふうな意見もございまして、きめ細かい指導ができるようになっていきます。そこに表を示させていただきましたけれども、平成23年度に四日市30人学級編制を実施して以来、小学校1年生の不登校生の数が減少しております、こういう面でも効果はあらわれているのではないかと考えております。

また、学校教育アシスト事業につきましても、少人数事業について、子供たちの学習意欲の向上につながっていると、そういうふうな、保護者からもよい評価をいただいております。

最後に課題についてですけれども、まず講師の人材の確保、それから資質の向上ということが重要と考えております。講師の確保については、近隣の大学等への依頼、あるいは周辺市町村教育委員会との情報交換、さらにはハローワークへの求人募集掲載等々を行っております。

資質の向上につきましては、引き続き教育アドバイザーを活用してまいりたいと考えております。学校からの要請、依頼もふえてございまして、本年度もアドバイザーの数をふやして対応しておりますけれども、今後も学校と連携をして、講師の資質向上に努めたいと考えております。

次に、30人学級編制が普通教室の不足により実現できない学校があるという課題についてですが、資料の3ページをごらんください。平成25年度は4校で実施ができませんでした。ただ、これらの学校にも四日市常勤講師は配置しておりますので、その加配により、限られた教科ではあるんですけれども、中学校1年生において少人数授業を行っております。

本年度、平成26年度は山手中学校と内部中学校の2校が対象になっています。この両校については、生徒数の推計を見ますと、引き続き教室数の不足が見込まれております。今後の対応といたしまして、山手中学校につきましては、少しずつ減少していくという状況ではありますので、既存の施設の中で普通教室を確保していきたいというふうに考えています。内部中学校につきましては、教育環境課題調査検討事業の中で、大規模開発の影響を考慮して、増築の時期、規模も含めて、必要な教室の確保を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、30人学級の実施状況につきましては、平成26年2月定例会議会でも資料を提出させていただきますので、4ページに参考としてつけさせていただきました。中ほどの

表にあります30人学級実施校数のところで「みえ」というふうにあるんですけども、これは三重県教育委員会が実施していますみえ少人数学級のことです。このみえ少人数学級を適用して30人以下学級になる場合もあるのですが、この事業は下限が25人という制限があるので、30人以下にならない場合もあります。例えば1年生が32人と、そういうふうな場合は、学校は適用できません。それで、平成25年度の実績の表の中で、小学校1年生で「みえ」が34というふうになっていますけれども、これは、みえ少人数学級を適用しても、34校しか30人学級は実現できなかったということで、あとの5校は四日市少人数学級によって30人以下学級が実現したと、そういうふうなことをあらわしております。中学校については、先ほどの説明のとおり、4校は実施できず、加配で対応したということになっております。

説明は以上です。

○ 吉田指導課長

指導課の吉田でございます。

指導課のほうは、2本、事業のほうを説明させていただきます。

まず、5ページ、6ページの学校図書館いきいき推進事業でございます。平成23年度から平成25年度までの3年間の委託事業、プロポーザルということで、大変この委員会のほうからもご支援をいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、後で説明をさせていただきますが、充実した活動を進めることができました。

まず目的としましては、そこにも挙げましたが、各校の司書教諭、図書館教育担当者、それからボランティアの方々等の支援を行い、活性化を図る、そして子供たちの読書活動の推進を図るという大きなものがございます。具体的には、読書センター機能の充実ということで、展示物の工夫、テーマコーナーの設置、新刊の紹介等を行ったり、お勧めの本の紹介ということで、家庭読書の支援、保護者にもそういうお知らせをしながら進めていく。それから、問題解決能力向上のため、あるいはブックトークや調べ学習への支援ということで、学習情報センター機能の充実を図るということが具体的に考えているところでございます。

2、内容でございますが、全小中学校に、週1回以上、専門的な知識を有する司書を派遣しました。ちなみに平成25年度は、23人の司書が1人当たり2校から4校担当して、その業務に当たっていただきました。全員、司書資格を所有しております。

そして、読書活動推進校6校を指定しまして、下にあります富洲原中、三重平中、神前小、川島小、八郷小、三重北小というところを指定しまして、これのより充実を図るため、1分間スピーチなどを取り入れた読書活動の推進をさせていただき、それを市内全域に実践報告を行っていくというようなことをごさいます。ちなみに、この6校につきましては、少し司書の派遣回数をふやしまして、ほかの学校よりは、指定校ということで対応させていただきました。

その下に表がございますが、ここの年間平均日数でございますが、平成24年度は48.07日、それから平成25年度は48.84日でございます。ここ、私どもがもっと細かくただし書きを書かせていただければよかったです、落としまして申しわけございません。この48.07日には、司書の方と、それから最低1学期に1回以上、指導員として入る巡回指導員が勤務する日数合わせて48.07日という形になっておりますので、説明を加えさせていただきます。

そういうようなことがありまして、効果としましては、まず、何より1人当たりの貸し出し冊数が伸びたということです。それと、6ページの頭にありますように、家や図書館で、普段、1日当たりでどのぐらいの読書時間がありますかということにつきましても、独自の調査及び全国学力・学習状況調査を比較してみましても、高いレベルで推移しているというふうに考えております。

また逆に、昨年度の教育民生常任委員会の中でも、この平成26年度以降の委託業務についてご指摘をいただきまして、学校の図書館司書の事業支援、読書支援に関する業務をふやしたり、各教科における調べ学習、必要な書籍の適切な準備や、その活動への助言、充実を図るということを示せというような形で、仕様書を示させていただいたところがございます。そのことも反映させていただきまして、下の、抜粋ではございますが、仕様書の平成23年度分と26年度の比較を入れさせていただきました。

なお、一番下の平成23年度仕様書の一番下、業務期間、「1校当たりの年間業務日数は週1日程度で平均39日」と書いてあります。これに、今度の平成26年度は45日というふうな形となっております。これは、先ほど説明をさせていただきましたように、学校図書館司書が45日で、これにプラスアルファ、巡回の指導員が1学期に1回以上入りますので、経年の勤務年平均の日数を盛り込んで、この仕様書に示させていただいたということでご理解いただければと思います。

続いて、7ページから11ページまでの生徒指導・教育相談事業の途切れない指導・支援

事業でございます。目的は、そこに書かせていただきましたように、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応、また、このような問題行動以外に、多動傾向、学習障害、学習障害傾向などの特別に支援が必要な生徒への対応等が課題になっている中で、子供たちが心に不安や悩み、ストレスを抱えているということが多いという現状、また子育てに対して保護者の方も悩んでみえるという現状があり、そのような中で、教育相談体制を構築していくことを目的として、取り組ませていただきました。

その主な内容としましては、スクールカウンセラーの配置でございます。この平成25年度から、全部の小中学校にスクールカウンセラーを配置させていただくことができました。国・県費配置校が、中学校22校、小学校12校、市費の配置校が小学校29校となっております。1番の国・県費と2番の市費で、小学校を足すと41校になってしまいます。これは、中部西小学校と中央小学校が、国費・県費で、県の事業で配置されている部分を、不足部分を補充させていただきましたので、この2校についてダブルカウントになっておりますので、数字が2校分ふえるという形です。

それから、ハートサポーターの派遣ということで、緊急な相談に対して、臨床心理士を直接学校やご家庭に派遣するという事で、業務をさせていただきました。特に平成25年度は、24年度以降、予算確保で、このスクールカウンセラーの事についてご支援もいただきまして、この25年度、全校配置することで、昨年度の8月末にありました痛ましい事件、その後の子供たちへの対応がスムーズにできることができて、本当に助かりました。ありがとうございます。現在、ハートサポーターのほうは、平成25年度は30名の方に登録いただいて、その方のご都合を確認の上、それぞれに配置をさせていただいたということです。

それから、指導上の対策支援としてQ-U調査、このQ-U調査というのは、楽しい学校生活を送るためのアンケートということで、学級集団アセスメント調査というものを、小学校4年生から中学校3年生までに対して、年2回、実施しております。

あと、大津市の事件も起きましたが、その以前からいじめ調査をしております。それに対して、昨年度は、学期に1回ずつ、さらに充実して行うようにということで対応させていただきました。

効果としましては、8ページのほうにもありますが、スクールカウンセラーへの相談が急増したということ、そして、スクールカウンセラーとの対応の充実を図るために、スクールカウンセラーの活用の手引きやら緊急支援の手引きなどを新たに作成・改訂すること

ができたということ、それから北勢児童相談所等の公的相談施設や心療内科等との連携を強化することができたというようなことが効果として挙がっております。

8 ページの一番上のところでありますが、平成23年度、24年度は、まだこの当時は心の教室相談員という制度でしたので、全校にはついておりませんでした。全校についての平成25年度から約2000件、相談件数がふえたというようなことです。そして、その主な相談内容が、下に示させていただいたような形になっております。

課題としましては、そこにありますように、今、1校当たりの相談件数が、小学校173件、中学校147件というような形であります。規模の多い学校や相談件数の多い学校など、配置の経年変化を見ながら検討していくということが大事かと思っております。

今後の方針としましては、そこに示させていただきましたようなことなんですが、その詳しいことが9ページ、10ページに示させていただいております。先ほど少し説明を加えさせていただきましたが、大きな変更点として、スクールカウンセラーが、平成24年度まで未配置だった17の小学校に配置することができ、スクールカウンセラーと心の教室相談員との役割については、そのように違いがあるというようなこと。

また2番に、新しく配置をさせていただきました小学校における効果として、特に生徒指導委員会や特別支援委員会への参加、教師の対応の幅を広げるというようなことで効果があった。また発達障害傾向の児童への対応について、保護者が悩んでみえるので、そういうことに直接助言しながら、子供の安定につながったというようなことがございますし、一番下の表のところにもありますが、左側の下から三つ目「関係機関との情報交換」というところで84件、このことについても、内訳として、関係機関名として、他の小学校とか教育委員会内の他課のことも掲げてありますが、一番下に心療内科等へのこういう接続がスムーズにできたというケースがふえました。

10ページは、先ほど紹介しました、改訂しましたスクールカウンセラーの手引きの活用の内容を示させていただきました。

課題につきましては、先ほども言いましたように、経年的に比較して、配置時間や配置日数の拡大についての検討をしていく必要があるということと、学校からは配置時間の拡大要望が小学校・中学校のいずれからも上がっているというような、そういう現状でございます。

以上です。

○ 田中教育支援課長

教育支援課、田中です。よろしくお願いいたします。

11ページの特別支援教育・相談事業についてご説明をさせていただきます。目的は、前回でもお話しをさせていただきましたように、不登校や発達障害など課題のある幼児、児童生徒に対しての教育相談を行い、就学前から就学後の学習支援等について円滑に進めるための協力をしております。相談件数は近年急増しておりまして、要因も多様化しております。そのような事業を踏まえて、事業内容の充実を図っております。

2番目の内容ですが、相談件数ですが、経年変化ということで、平成23年度から25年度にかけて、来所相談数813件まで、今、伸びております。そのうち不登校につきましては531件、発達障害関係に関しては196件と、相談件数のほぼ8割を占めているという状況でございます。

さらに、相談につきましては、臨床心理士、及びスーパーバイザーといたしまして、少年心理学の専門家の方と、指導主事と、各小中学校を回りまして、各学校の巡回相談という形で、悩みについても相談に応じさせていただいております。

中学校につきましては、22校全ての学校につきまして、年2回を目安に訪問をさせていただいております。小学校につきましては、平成23年度、24年度は課題のある学校だったんですけれども、この25年度・26年度2カ年にかけて、全小学校を回らせていただくという予定で、25年度は19校回らせていただいております。

続きまして、発達障害等の児童生徒への途切れない支援という形で、相談支援ファイルの普及に努めさせていただいております。平成23年度から始めまして、25年度は1032件という形で、ほぼ特別支援学級に通級する児童生徒につきましては、全員、相談支援ファイルを持っているという状況です。

12ページに参りますが、12ページは四日市市の就学支援委員会というところで、障害のある子供につきまして、どのように就学先を決めるか、あるいは支援内容についての審議を行っております。この数につきましても、平成23年度から200件を超えまして、平成25年度は231件となっております。この中で、就学前の、小学校に上がる段階での就学相談が190件です。在学中の小中学生につきましては41件につきましての審議を行っております。

その下のYESnetですが、四日市早期支援ネットワーク事業です。この教育委員会の関係分としましては、出前授業等が平成25年度は4校、同じく出前の研修ということで

1校、各学校の訪問をさせていただいております。ここでは、子供のストレスを吹っ飛ばせという形で、心の病になる前にどのように解消をしたらいいかということ、子供たちに直接指導するという形で、保健体育等の時間を使いまして、出前授業をさせていただいております。4校につきましては、平成25年度の出前授業は、中学校が3校、小学校が1校という形で回らせていただいております。

効果につきまして、教育相談につきましては、専門家の方に入ってくださいという形で相談を進めている関係で、心理療法あるいは発達検査等の実施を行い、多面的な支援が行えるようになってきております。

また、巡回相談、学校を訪問しての相談ですが、小学校につきましては、具体的に子供を観察して、それについての事例検討会をその学校で行うという形をとりまして、小学校においても、先ほど指導課のほうで話も出ましたが、校内での支援体制がスムーズにできるようにという形で助言を行っております。中学校につきましては、保護者や生徒への接し方など、特に難しい子供さんに対しての支援・助言を行っております。

相談支援ファイルにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、ほぼ必要な子に対しての作成が進んでいるという状況でございます。

就学支援委員会につきましては、個々の児童につきましてはの就学につきまして、観察を行いまして、適切な特別支援学級、あるいは通常学級、あるいは特別支援学校への就学を勧めさせていただいております。

YESnetにつきましては、個々の事例につきましては29件ございまして、小学校のほうにつきましては5名、中学校につきましては24名の事例につきまして検討をさせていただいております。関係機関が集まっておりますので、次の機関に引き継ぐのにはどうしたらいいかということで、対応につきまして、個々に審議を行っていただいております。

課題及び方針ですけれども、次の13ページをごらんください。13ページですが、先ほどありました相談支援ファイルにつきましては、作成のほうは平成23年度から始まりまして、小学校の特別支援学級につきましては、平成25年度は344冊となっております。これは、特別支援学級の児童数と同一になっておりますので、この子たち全てが持っている。通常学級と書いてございますのは、普通学級に入っているんですけども、障害の発達あるいは疑いのある子供で支援の要る子供につきまして作成をしております。この数が459冊、中学校につきましては、同様に、特別支援学級は127名、通常学級については102名の子につきまして作成をしております。現在のところ1032冊という形になっております。

さらに、活用のほうなんですけれども、作成はしたんですけれども、この活用のほうが今のところ3.3回平均ということになってございます。学期に1回か2回程度の活用という形で、この活用につきましては、その下に課題を書いたんですけれども、作成はしたんですけれども、まだまだ保護者の方、あるいは学校の活用についての方法が浸透していないということでございます。

今後の方向としましては、「早期からの途切れのない支援のためのガイドブック」という形で、啓発から活用するためのガイドブックを作成して、より効果的な使い方をしていきたいというふうに考えております。

次の14ページでございますが、教育相談です。先ほど説明させていただきましたように、ふえている中身のほうの特に多いところで、不登校と発達障害ということでございます。平成23年度、24年度と300件台でしたが、平成25年度は531件という形でふえております。発達障害につきましては、平成25年度と196件と、これも多くを占めております。ただ平成23年度、321件ございましたが、ここにつきましては、発達総合支援室の関係もございまして、幼稚園・保育園の子がそちらのほうへ相談に行ったという関係で、24年度からは減少という形になってございます。

そして、さらに不登校につきましての相談要因なんですけれども、多い順に三つ挙げてございます。下の表をごらんください。平成25年度ですが、情緒面の不安ということで146件、発達障害の疑いということで143件、友人関係で49件という形になっております。

課題といたしましては、その下に書きましたように、この増加なんですけれども、一つは、不登校のリスク群を対象にした巡回相談で相談を早期に促しているということ、それから相談内容で、発達障害あるいは家庭環境等で複雑な要因があつて不登校になったという形のものを、最初のほうは発達障害とか家庭環境のほうに振り分けていた要因を、不登校という形のものに優先的に振り分けたという関係もございまして、早期に不登校の対策に当たりたいという形で、そういうカウントになった関係もございまして、この関係で、新規にふえたというものにつきましては30件ほどになっておりますので、そういう対応の仕方では若干統計が変わってきたかなど。しかし課題としては、この増加傾向は明らかでございますので、それについての早期の対応を今後も図っていきたいという考えております。

次の巡回相談のほうなんですけれども、これは、専門家の方に小学校も中学校も入っていただいております。専門家のこういうアドバイスというのは大変貴重でございまして、今後とも継続していくという形で行ってほしいという形で、課題で挙げさせていただいており

ます。

最後、この専門家の方のこういうふうなアドバイスとか助言ですけれども、これをどのように学校で生かしていくかということが今後課題になってこようかというふうに考えております。

相談事業では、小学校ではリスク群と言われるところ、あるいは発達障害の課題のある子、中学校につきましては、入学後、環境の変化で不安定になる中1の生徒さんを中心に相談を進めていきたいという形で、できる限り不登校の減少につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

市民の方1名、傍聴に入っておられることを報告しておきます。

○ 山下人権・同和教育課長

失礼します。15ページからの子ども支援ネットワーク構築事業について説明をさせていただきます。

昨年度は、西笹川中学校区において、地域スタッフにより放課後に実施される笹川子ども教室を支援してまいりました。主な内容としては、子供たちの学習習慣の定着や基礎学力の向上等を目指した取り組みとして、通年、表にありますように、笹川子ども教室というのを支援してきました。その内容は、週2回、水曜日と土曜日ですが、全体で開催回数70回、参加人数としては、水曜日が20人程度、土曜日が15人程度というもので、これは重なっている子と重なっていない子がいます。登録者数は53名ありました。その子たちに対して、学習支援員と学習ボランティアが協力をして学習指導を行ってきました。

二つ目として、夏季学習会を、各小中学校と連携をして、笹川東小学校で4日間、笹川西小学校で5日間、そして西笹川中学校で15日間の夏季休業中の支援を行ってきました。小学校では低学年・高学年に分かれて支援をしております。

そして、もう一つ通年なんですけど、西笹川中学校に、放課後、総合文化部、ここでも学習支援を行っております。放課後を使った取り組みについて、10月から学習支援員を派遣して支援を行ってきました。開催回数は80回、参加人数は平均13名です。

ほかに、人権講演会として、内容をキャリア発達支援とし、講演を行い、西笹川中学校で実施をしました。また、これらの運営を支援するために、子ども支援ネットワーク委員会として年4回開催をしてきました。

その効果につきましては、16ページに書かせていただきました。特にその効果をはかる材料として、子供たちに対して、7月と1月の2回、アンケートを実施し、その変化をはかってきました。例えば笹川子ども教室での勉強は授業の役に立つと思いますかという自己回答ですが、7月では85%、1月も85%と、主に通年を通して、この学習会に対しては肯定的に感じていただいていると思っています。

具体的に、例えば国語の勉強については、特にここの児童は、外国人、外国にルーツを持つ子供たちがたくさんいます。その中で、特に国語の勉強につきましては、7月の回答では53%の子供たちが国語の勉強は好きと答えているのに対し、1月には73%と上がって、ここに成果が見られるのではないかと感じています。

ただ、算数の勉強はほぼ変わっていません。ある意味、やればやるほど少し難しくなるということもあるかもしれません。あと英語の勉強についても、中学校の子もいます。それから小学校では、若干、英語活動というのがありますが、これについては、主に中学校の子供たちに聞いたものになります。

あと学習支援員、ボランティアさんについてもアンケートをとらせていただきました。子供の学習習慣づくりや学力向上に役立っていると思われるボランティアの方々が94%、子供が勉強が好きになったと感じてみえられる方々が72%という結果が出ております。

おおむね、地域の方たちの支援をいただいて、子供たち、あるいはその支援に当たっていただいている方々には、この事業における学習支援は効果的であったと捉えていただいていると感じています。そして、その継続が求められていると思っています。そこで、本事業で構築した支援体制を継続・維持していくために、この西笹川中学校区においては、本年度、地域による学力向上支援事業で支援を継続しております。

また、今後の課題といたしまして、市内各地域において、同じく教育的に不利な環境のもとにある子供への支援活動が学校保護者と協働した組織で行われるような取り組みとなるように、今後出てきます生活困窮者自立支援法などの動き、あるいは先日出されました子供の貧困対策に関する大綱等を協議しながら、他部局とも連携した事業展開を検討していく必要もあると感じております。

17ページにつきましては、昨年度、具体的に取り組んできた内容について示させていただきました。事業支援といたしましては、特に組織的な運営の支援、そして学習環境づくりの工夫ということに重点を置いてきました。学習支援ボランティアに加えて学習支援員として教員OB2名を導入して、支援者への指導に対する意識づくりに貢献をしてきました。

また、子供たちの環境づくりとして、個別指導を意識して、支援者1人に対して子供1人から2人となるような工夫を行ってきて、子供たちの学習する雰囲気と意欲が向上するように支援を行ってきました。

これらの取り組みをモデルとして、平成26年度においては、三重平中学校区において、子ども支援ネットワークを構築中であります。また西笹川中学校については、先ほど申しましたように、地域による学力向上支援事業により支援を継続中です。

報告は以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 坂口教育施設課長

教育施設課、坂口です。よろしくお願いいたします。

続きまして、18ページをごらんください。こちらのほうは、新規に個別事業調書を追加させていただきました。教育施設課の主要事業の一つでございます避難施設整備事業でございます。

まず、この事業の目的でございますが、津波による被害が想定され、避難所としての機能の充実を図る必要がある学校につきまして、校舎屋上の避難場所としての活用を図ることを目的としております。

この事業の内容と実績でございますが、この事業は平成24年度より事業を進めておりまして、津波避難ビルに指定された学校が19校ございます。そのうち改築事業とあわせて対策を行う富田中学校を除く18校について、屋上階段や屋上手すりの設置、また自家発電設備の整備を進めている段階でございます。また、平成25年度におきましては、その下の（1）と（2）の13校の整備工事と、（3）の5校の設計を行ったところでございます。

次に、この事業の効果でございますが、屋外階段、屋上手すりの設置や自家発電を行っ

たことによりまして、市民の生命を守るための避難施設としての機能を充実させることができたと思っております。

続きまして、4番の課題及び今後の方針ですが、こちらのほうは、済みません、20ページをごらんいただきたいと思えます。こちらのほう、補足資料ということで、課題及び今後の方針ということで挙げさせていただきました。

まず①の津波避難ビルの追加ということでございますが、こちらのほう、今回、まず避難施設の整備というのは、海拔が5m以下の地域にある小中学校19校に、津波避難場所としての機能を充実を図るために、平成24年度から平成25年度の2カ年で14校の整備を行ったところでございます。平成26年度は、今現在、工事を行っておりますが、残りの5校の整備を行っているところでございます。

今回、追加がございました羽津北小学校についても、海拔5m以下の地域にございまして、避難ビルとして整備していく必要がございます。今後の課題といたしまして、米洗川の橋の整備や河川整備、まだ地域自治会の方からもいろいろとご意見が出ていると聞いております。その辺の意見の集約をあわせて検討を行いながら、施設整備を行っていく必要があると考えております。

続きまして、②の避難者が利用しやすい施設ということでございますが、避難施設は、やっぱり避難者の方々が利用しやすい施設にする必要がございます。津波避難施設につきましては、通常の水害時の避難施設開設のような準備行為なしに、すぐに避難していかないかと。また短時間で避難できる施設となるように、今現在、地震時に自動で開く鍵ボックスの設置とか誘導看板の設置、さらに、鍵がない場合でも容易にその避難場所の入口の一部を破壊し避難することができる避難口の設置の整備を行っていますが、今後も避難者の方々が利用しやすい施設として、なお一層の工夫が必要であると考えております。

また、今、完成しました避難施設につきましては、自治会の防災訓練で屋上避難のところを活用していただいておりますが、この訓練時に、施設に対して気づかれた点、例えば避難所として屋上を使用する場合に、屋上の防水の汚れがありまして、この辺で衣服が汚れるなどというようなご指摘をいただきました。これにつきましては対応を行ったところでございます。また今後も、こういった訓練時にこのような意見が出されると思っておりますので、この辺の意見を反映していきながら、避難の方々が安心して利用しやすく、使いやすい施設として整備を行っていきたいと思っております。

それと、19ページをごらんください。こちらのほうは、今現在、完了いたしました塩浜

中学校の避難施設の写真でございます。左のほうは避難階段、右のほうは屋上に設置いたしました発電機の写真でございます。

その下の表は、今までの津波避難ビルの施設整備というところで、避難ビルに指定されました学校に以下の施設を整備したのをまとめた表でございます。また、この最上階には、発電機等に加えまして、屋内非常用の配備品、緊急用の備蓄品でございますけれども、この辺も備えたところでございます。

それと、屋上階段につきましては、基本的には屋内階段を利用して屋上に避難できる学校には、新たな屋内階段は不要のため、整備をしてございません。また屋上手すりにつきましては、屋上に避難できる学校には転落防止用手すりを設置したところでございますけれども、旧東橋北小や旧三浜小につきましては、屋根の形状が勾配屋根ですので屋上避難できないということで、3階以上の階に避難するというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤でございます。

続きまして、天然記念物保存事業ということで説明させていただきます。資料は21ページでございます。

この事業につきましては、国指定天然記念物でございます御池沼沢植物群落につきまして、周辺環境の変化等によりまして、以前と違い、湿地として良好な状態が維持されておられませんでして、指定当時の豊かな自然が衰退しつつある状況でございます。よって、下の二つの項目につきまして目的として、事業を進めております。

一つ目が、多様な植物群落の回復を図り、貴重な天然記念物を将来に引き継いでいく。二つ目が、環境改善事業実施後も環境が悪化しないように保全活動が続けるため、年間の保全活動計画を検討するとともに、保全活動ボランティアの募集や育成を行うというものでございます。

引き続き、平成25年度の実績でございますけれども、25年度につきましては大きく四つの事業を行っております。一つ目が、樹木伐採や水路の復旧等を、竹林の伐採を行うことによりまして、湿地へ流入する地下水の量をふやすことを行いました。

二つ目につきましては、ヨシなどの高茎草本の刈り取りを行い、試験的にそういうふうな刈り取りを行いまして、高茎植物の育成の抑制ができるかどうかを検討してみました。

三つ目、指定当時のような池の状態に近づけるための対策といたしまして、湿地内の伐木抜根や土壌のすき返しを行いました。

それと、これはハードではなくてソフトでございますけれども、見学者等への説明資料として解説パンフレットを作成するとともに、下記の写真でございますように、説明板の新設・補修を行いました。左の写真のほうが、西部指定地でございます看板を直射日光の当たらない見やすいところに移すとともに、右のほうの写真には、東部指定地にごさいました説明板の補修をいたしました。

続きまして、22ページの説明をいたします。効果としましてはどのようなものがあるかと申しますと、平成20・21年度に湿地全体の植生調査を行い、その後、平成21年度から環境改善事業に取り組んできました。次のページの23ページをごらんください。23ページのところの2のところ、21年度以降の取り組んだ事業の概要を示しております。平成21年度の杉伐採、水路浚渫から始まって、24年度の高茎草本の抑制とか湿地内の伐根等を行っているところでございます。

またもう一度、22ページにお戻りください。3番の効果のところでございますが、そういう事業を行いつつ、どういう効果があらわれたかと申しますと、一つ目、西部指定地におきましては、水路沿いを中心に湿生植物が回復しつつある場所が認められることが確認できました。また、ミミカキグサ等の食虫植物の生育範囲も広がっております。ちなみにミミカキグサと申しますのは、真ん中の段のところ写真でございます左のほうの写真でございます。

二つ目、5月から6月ごろ、ヨシの刈り取りを行いますと、日光が遮られない状態になりますので、ほかの植物が生育しやすくなり、夏から秋にかけてさまざまな植物を観察することが確認できました。

また三つ目として、東部指定地におきましては、平成25年度に試験的に土壌のすき返し、ほぼ陸地化しているようなところの土を耕したわけでございますが、そこに水がたまる状態が維持され、湿性植物が生育している様子が確認できました。

以上の効果を受けまして、今後の課題・方針でございますが、目的に挙げました二つの項目に分けて整理をしております。まず一つ目、多様な植物群落の回復を図るということでございますが、三つございます。一つ目が、西部指定地では、水源林に生育する竹林の伐採や、湿地内に残っているハンノキ等の抜根などを行う予定でございます。また東部指定地におきましては、先ほども若干触れましたが、指定当時の池の状態に近づけるために、

植生の回復を図ります。三つ目に、こういう環境改善事業をやった後の影響を評価するために植生調査を行います。その担い手の確保が問題となっております。

それにつきましては、さらに補足ということで、23ページに補足で記載をしております。恐れ入りますが23ページをごらんください。4番の課題及び今後の方針のところの(1)のところでございますが、先ほど三つ挙げました項目の補足ということで、西部指定地につきましては、セイタカアワダチソウとかアメリカセンダングサの外来種の抜き取りなどの簡単な手作業による作業で維持できる状態になりつつあるということで、今後、こういう手作業を引き続き実施していきます。

また東部指定地につきましては、土壌すき返しが十分効果があるようなことが認められておりますので、27年度以降も、範囲を見きわめながら、引き続き土壌のすき返しを実施してまいります。

それから、植生調査の担い手等の確保云々につきましては、環境保全事業とか、こういう植生調査とか、植物の紹介をするリーフレットの作成とか、ホームページにも、今現在、御池沼沢の項目ございますが、そこを充実し、PRに努めるほか、植物の知識を得るための勉強会なんかも行いまして、植生調査に協力していただける人材の募集や育成に努めます。

あちこちして申しわけございませんが、もう一度22ページをごらんください。目的に二つ目に対する課題と方針といたしまして、次の三つを整理しております。年間の保全活動計画の検討と、保全活動ボランティアの募集・育成ということについての課題・方針でございますが、まず一つ目、通年の保全作業計画を立てて実施しながら、年間を通じた保全活動ボランティアの受け入れについて検討していきます。二つ目、天然記念物保護の理解のために情報提供に努めます。三つ目、以前から冬季に行います除草ボランティアに参加していただいた方々もいらっしゃいますけれども、その方々のほかにも、将来的には全市的にボランティアの参加を呼びかけたいということで考えております。

それにつきまして、恐れ入りますが、23ページのところに補足ということで記載させていただいております。4番の(2)のところでございますが、先ほどの三つの項目に対しまして、まず一つ目、環境を悪化させないために通年の保全計画を作成させていただくわけでございますが、それに基づいて、手作業による保全作業のほかに、通常の日常管理の業務としまして、観察路の草刈り清掃などを継続して行ってまいります。

二つ目でございますが、この指定地というのは、お示ししましたように、東部指定地、

西部指定地あわせまして約4万6000㎡ございますことから、当然、ボランティアの方々のご協力をいただいで保全活動をしていただかなければならないと考えておりまして、通年の作業計画に合うような形で、作業に協力していただく時期とか人数などの検討をいたしまして、保全活動ボランティアの体制づくりの枠組みを検討していきたいと考えております。

それから三つ目でございますが、将来的に、全市的にボランティア云々というところに関してでございますが、広報よっかいちのほか、御池沼沢植物群落のリーフレットの作成や市のホームページの充実を行いまして情報提供に努め、御池沼沢植物群落が貴重なもので、保存・継承していかなければならないということを理解いただいた上で、保全作業計画の周知や保全活動ボランティアの募集、ひいては植生調査を担っていただける人材の募集や育成を目指しております。

以上でございます。

○ 水谷博物館副館長

博物館、水谷です。よろしく申し上げます。

博物館からは、特別展等開催事業について資料を追加させていただきました。25ページをお願いします。

博物館では、平成24年度から、各年度の事業に特色を持たせ、めり張りをつける目的で、年度ごとにコンセプトを設けて事業展開を図っております。平成25年度につきましては、開館20周年という節目であることから、「記憶が街の力になる」という言葉をキャッチフレーズに掲げまして、市民の記憶や文化の継承をテーマに事業展開を図り、4本の展覧会を実施しました。

中でも「四日市鳥瞰図 しんきろう 本城直季写真展」、こちら、隣の26ページの(1)の写真の展覧会ですが、こちらは20周年として最も力を入れた展覧会ですが、独特な撮影法と切り口で四日市の各所を撮りおろした写真展でして、写真集も出版社から全国出版されました。展覧会終了後も、東京都の三重テラスでの本市のイメージアップイベントの際に展示されるなどして、広く本市の現在の姿を芸術作品として紹介しました。

しかしながら、観覧者数につきましては、25ページの表にお示ししておりますように、平成24年度を下回る結果となりました。展覧会の本数が1本少なかったということもありますが、内容的にも、24年度は家族連れで楽しめる企画をそろえたこともありまして、1

枚めくっていただきたいんですが、27ページの補足資料の中ほどの表にありますように、観覧者の中で、子供というのは中学生以下を子供をしておりますが、子供の占める割合も5%ほど減少しました。満足度の面ではほぼ同じ水準を維持していることから、展覧会の対象の幅が観覧者数に影響したのではと思っております。

課題及び今後の方針としまして、なるべく幅広い世代を対象とした展覧会を今後はより重視するとともに、大人向けの展覧会であっても子供も楽しめるような工夫を取り入れていきたいと考えております。

そのほかにも、展覧会で地域の歴史や文化を扱うことによって地域への意識を高めるために、市内各地区にあります郷土史研究会や郷土資料館と連携を深めて地域の調査研究に取り組むとともに、各地域での歴史や文化の保存、継承者の育成にも努めてまいりたいと考えております。

また、展覧会の実施に当たりましては、近年ではインターネットが普及して、簡単に情報が得られるようになってきましたので、単に展示物を見せるだけではなく、例えばさわったり動かしたりできるなど、博物館に来なければ体験できないような工夫をより強化しまして、四日市ならではの展覧会を企画していきたいと考えております。

どうも説明が長時間に及びまして申しわけありませんでした。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ちょうど1時間たったので、ここで10分程度休憩をとらせていただいて、委員の皆さんの質疑に入りたいと思います。再開は2時10分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

13：59 休憩

14：10 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続き、再開をさせていただきますが、質疑の前に、決算常任委

員会教育民生分科会ですので、監査委員の石川議員は委員ではありませんし、野呂議員は、今、ちょっと不在ですが、委員外議員として参加いただいていることを、冒頭、申し上げておきます。

それでは、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある委員の発言を受け付けます。

○ 樋口博己委員

ご説明ありがとうございました。追加資料の1ページの少人数学級拡充事業、これ、非常に効果ある事業だなということで確認をさせていただいているんですが、これは、この中で不用額が330万円ぐらいありまして、61校中57校で、4校は未実施ということで、その理由は説明あったんですけども、この不用額のところを見ると、免許の教科や小学校・中学校の校種の条件により非常勤講師の配置ができなかった場合があったためとあるんですけども、これは、新しい資料との、少し説明が違うような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○ 上浦学校教育課長

非常勤講師の配置でございますけれども、この不用額が出た理由にも関連するんですけども、例えば講師の配置の中で、例えば数学の教師が休んだというときに、そのかわりに数学の教師がすぐ見つからなかったと、そういうふうな場合がございまして、ですので、そのあたりで、その非常勤講師の賃金が余ってきたというふうなことでございまして、いわゆる講師登録数の少なさが、今、課題にはなっているんですけども、そういう場合で配置できない場合があって、不用額が生じたというふうなことでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、その年度当初は適切に配置をしていたけれども、年度途中で欠員があった場合に、この補充するための予算を持っていたけれども、それがうまく補充できなかったという意味ですか、これは。

○ 上浦学校教育課長

そういうことでございます。

○ 樋口博己委員

その330万円というのは、平成24年度とか、その前の――まあ、事業がまだ新しいのであれなんですけれども――以前の不用額と比べて、大体これぐらいの金額なんですか。

○ 上浦学校教育課長

済みません。いつも予算額が大きいものですから、執行率としては大変よろしいんですけども、やはりさきに申し上げたさまざまな理由で講師が配置できないという場合がございますので、そういうときに不用額が生じてくるということでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

少人数学級が実施できていなかった4校の中学校というのは、この3ページのほうで説明があって、30人学級はできないけれども、非常勤講師を配置して、厚く教師としては配置したから同じような効果があるというような総括だったと思うんですけども、この内部中学校は、今後生徒がふえるということで、増築というようなこともうたわれていますけれども、これはもう少し具体的にはどんなようなお考えがあるのかお聞きしたいんですが。これは少人数学級と違うかもわかりませんが。

○ 葛西教育監

まずは、この少人数学級なんですけれども、平成23年度から導入しました。そのときに、考え方としては、中1ギャップ対策ということで、ここをやはりきちっとやっていこうということで、中学1年生の30人学級、30人以下学級にしようとした。そのときは、少子化傾向というふうなこともありまして、現在ある教室で30人以下学級をしていこうと。もしこれ、足りない場合というふうなことについては、少子化が進んでいくから、その中である程度解消できるだろうというふうな、そういうふうな考え方で導入させていただきました。ところが、この4校につきましては、やっぱりそうは少子化の傾向が進まなかったということで、残ってまいりました。それで、平成25年度は4校でしたけれども、26年度は2校というふうなことになってきております。

それで、内部中学校につきましては、子供の数は徐々に減りはしていきます。来年度の見込みですと、ことしは2クラス分つくれなかったんですけども、来年度、現状では1クラス分というふうな、そういうふうなところではないかなというところを、今、予測しております。

ここは、小古曾の三菱化学社宅跡地の菱が丘というところの新たな住宅団地が開発されております。そこがどのぐらいの子供の数がふえてくるのか、しかも中学生あたりの子供、あるいは小学校高学年の子供がどれだけふえてくるのかという、そういうふうなこともきちっと推計をいたしまして、それを、今現在、教育環境課題調査検討事業の中でそのことを取り扱っております。それを見た上での、その後の対応をきちっと決めていきたいというふうな、今のところそういうふうな考え方でおります。

○ 樋口博己委員

わかりました。これ、今、中学校のお話になっとるんですけども、小学校で、逆に今後ふえてくるような小学校というような想定はあるんですか。ちょっとこの少人数学級と違うかもわかりませんが。

○ 中川雅晶委員長

教育環境課題調査検討事業は、後、協議会でもあるので、協議会のほうで議論しましょうか。

○ 樋口博己委員

済みません、わかりました。

結構です。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

それでは、この少人数学級拡充事業について、関連の質疑のある委員の方、おられますか。

○ 豊田政典委員

質疑の前に、追加資料を請求しまして、短い時間の中に用意いただいたことを感謝いた

します。

少人数学級についてですけど、今の樋口委員の続きみたいな質問からですけど、内部中学校については少し紹介ありましたが、平成27年度、28年度、その推計がありますね。推計で何校になるのかというのは、普通教室の不足により対応できない学校というのはあるんですか、ないんですか。

○ 葛西教育監

平成27年度につきましては、この25年度の学校規模等適正化計画の中の数字ですけれども、25年度の推計では、山手中学校、それから内部中学校、これは内部中学校が、今、一つ申し上げました。それから南中学校が、これが微妙な状況というふうな、その推計ではそういうふうな状況です。ですから、もうちょっとこれはしっかり見なきゃならないなと思っております。

○ 豊田政典委員

小学校はない。

○ 葛西教育監

小学校のところは、私はちょっと、今、点検しておりませんので、きちっと調べて申し上げます。

○ 豊田政典委員

4ページのところに平成26年2月定例会議会の資料もあります。一番下にプレハブ教室云々ということも書いてあって、昨年度から同じ議論をしているんですけども、全校できていない、教室不足のためにということで、ここでも議論があったんですけども、それが平成27年度、山手中学校については3ページに書いてもらいましたが、あと南中学校かもしれない。内部中学校は間に合いませんよね、いずれにしても。だから、もう半年も1年も前に議論したことなので、やっぱり教育環境の不公平というか、事業と学級とは随分違うと思いますから、もう少し早く対応してほしいなと思いますけど、どうなんですか。

○ 葛西教育監

そのことにつきましては、そのとおりだと思います。不公平な教育環境というのは是正していきたいと。ただ内部中学校につきましては、これは教室数の不足が二つになるのか、四つになるのかというふうな、そういうふうなところがございまして、もし一つ、二つで推移するのであれば、私どもの考え方としては、一時的にはプレハブというふうなことも検討もできようかなと思いますし、それが、やはり今後かなりの年数にわたって三つ、四つというふうなことであれば、校舎の増築というふうな、そういうふうなことも考えていかなきゃなりませんので、もう少しそのところをお時間いただいて、正確な推計のところを見たいなというふうな、そういうふうな思いでございまして。

○ 豊田政典委員

ほかの質問をしますが、追加資料をつくっていただいて、随分とわかりやすくはなったんですけれども、2ページを見ながらですけど、1ページ、目的がいろいろ書いてあって、その一つとして、中1ギャップに関係することで、一つの効果の指標として不登校生徒数というのを出してもらった。確かに減っていると言えれば減っている、横ばいと言えれば横ばいなんですけど、平成23年度からこの事業を始めたんですが、それまで、22年度までとの比較というのはどういうふうになっているんですか。

○ 上浦学校教育課長

申しわけありません、今、手元にございませんで、これもまた後で示させていただきますと思います。

○ 豊田政典委員

それは全くわからないですか。まあ、いいです、わからなければ。

○ 中川雅晶委員長

後ほど、じゃ、提出……。

○ 豊田政典委員

後ほどもらうことにしまして、それはまず、わからないというか、目的の成果ですから、

きちんと検証されているのかなというのがちょっと疑問に思ったところです。

それから2ページの(2)学校教育アシスト事業の効果ということで、少人数授業の効果ね、子供、家庭・保護者、学校、教員、いろいろ書いてありますが、これのもととなったデータ、どこからこういう意見を持ってきたのかというのを教えてください。

○ 上浦学校教育課長

学校評価というのはしております、その中の、こちらに出してもらったところから拾い上げてあるということでございます。

○ 豊田政典委員

もう少し詳しく知りたいんですけど、どういう対象で、その評価、アンケートなりをとって、その中の、これらの意見が一番多かった意見なのかどうなのか。

○ 上浦学校教育課長

各学校では、学校評価と言って、大体保護者、それから子供、教職員のほうに同じようなアンケートをとりながら、その差を見ているとか、そういうふうなことをずっと取り組んでいるんですけども、そういう中からこういうふうな反省が上がってきたということなんですけれども、とりたててこれが多かったとか、そのあたりのことは、今、わかりかねるところなんですけれども。

○ 豊田政典委員

じゃ、1ページの、その事業目的のところから質問するんですけど、(1)少人数学級拡充事業というところでは、異校種間の滑らかな接続、中1ギャップのことかなと思うんですが、それから基礎学力、基本的な生活習慣の定着を図るというのがあります。その中1ギャップについては、先ほどの不登校生徒数が一つの数値的な成果を見る指標になると思いますが、よくわからない、平成22年度までと。

それはさておき、基礎学力と生活水準の定着というところはどんな成果が上がったかというのは検証してますか。

○ 上浦学校教育課長

具体的に、その数字でというのはなかなか難しいんですけども、例えば小学校1年生のギャップについては、幼稚園・保育園から上がってくる子供さんが、小さな少ない人数の中で少しずつ学校になれていくというふうなところで、これは効果があると、これは学校のほうからそんな報告をもらっているということです。

それから中学校については、教科担任制になるということですので、どうしても、その個々の子供に対する目配りというのが薄くなりがちであるというところで、人数が少なくなれば、それだけ子供一人一人を見ていけると、今、そういうふうな報告をもらっています。

○ 豊田政典委員

じゃ、別の聞き方をしますが、もとの決算常任委員会資料の教育委員会の資料の5ページ、もともとの資料、主要事業の概要というところで、この少人数学級拡充事業というのは、1番の問題解決能力の向上という項目の中の主な事業になっていますよね。で、その問題解決能力なるもの、これを向上させるために、その5ページにあるようないろんな事業をやってきましたと。内容についてはこういうふうに書いてある。つまり、その問題解決能力の向上という大きな目標があって、そのためにこれだけの金を使ってこれだけの事業をやった、1年間。それが、そのタイトルである問題解決能力の向上、これにどれだけつながったんだろうというのが、決算というか、総括というか、検証だと思うんですよ。

問題解決能力というところからお聞きするんですけど、これはどういう意味なのかなど。この説明文を読んでもよくわからない。学力とニアイコールなのか、ほぼ学力と考えていいのかどうか。そして、それはどういう数字をもってはかることができるのか、そのあたりを教えてほしいんですけど。

○ 葛西教育監

問題解決能力の向上というのは、四日市の第2次学校教育ビジョン、このところが一番大きなテーマとして掲げさせていただいております。それは、将来、子供たちが社会へ出たとき、実生活において問題を解決していけるような、そういう能力の基礎的な部分をしっかりつくっていきたいというふうな、そういうふうなことで、問題解決能力の向上というふうなことを挙げさせていただきました。

そのためには、基礎学力も当然必要ですし、それから、それらを活用して新たな問題を

解いていくという、そういう力も必要ですし、それから、ただ一人でなく、多くの人、多くの人間、友だちと、あるいは上司、先輩、あるいは下の者と一緒になって、これらの問題に取り組んでいくという、そういうふうな、ともに生きていく力、それも必要というふうな、そういうふうな位置づけで置いてございます。

それで、指標としては、これは大変難しいというふうなことで、現在、学校教育ビジョンでは、私どもが毎年測定させていただいていますのは、問題解決能力というふうなことでは、授業で学習したことは、将来、社会に出て役に立つと思いますかという、そういうふうな設問で、それが将来、自分が、今、学習していることは社会に出て役に立つんだと、そういうふうに考えるという、そういう子供たちの移りかわりで私どもは捉えているというふうな、そういうふうなところです。

○ 豊田政典委員

確かにその指標を数値化するのは難しいというのわかります。今、教育監、紹介してもらった指標で、まず考えてみましょう。それは、成果というのは、平成25年度の数値で見れるんですか。

○ 葛西教育監

平成25年度としましては、これは全国学力・学習状況調査の中の学習の状況、その子供たちのアンケートの数値です。平成25年度につきましては82.6ポイントというふうな、そういうふうな数値となっております。ことしにつきましては、そのこのところ、まだ見ておりませんが、移り変わりににつきましては、皆様方にお配りしました平成25年度の教育委員会の点検・評価報告書ということがございますけれども、この8ページのところで、5年間の経過についてご報告のほうはさせていただいております。

○ 豊田政典委員

何を聞こうとしているかわかりにくいかもしれませんが、僕は追加資料を請求したときに、うまく請求できなかったかもしれませんが、確かに個々の事業を検証してもらうというのは大事なんですけども、それ以上に、もともになる大きな大目標があるわけじゃないですか。その大目標のための事業が、5ページなら5ページで、これだけあると。これらをやって、その大目標がどれだけ達成されたのかなというのを見ていかないと、いつの間

にか事業そのものが目的になってしまったり、その事業の成果さえも検証する時間がなかったりして、どんどん流れていってしまうんじゃないかなということが一番危惧して、そういうことをやっているのかなと思って聞いたんです。

今、見ていますが、問題解決能力、今、紹介いただいた指標だとして、8ページですよ
ね。

○ 葛西教育監

そうです。

○ 豊田政典委員

微妙な推移になっているので、何とも言えないし、それが、今の指標がこれに当たるのかなというのちょっと疑問なんですけれども、いずれにしても、もう一回繰り返しになるかもしれませんが、この少人数学級拡充事業の追加資料の1ページに、中1ギャップの解消であるとか、「滑らかな接続」という言葉で書いてある、それはどうなのか。不登校が減ることが見れば、一つの成果があったと言えるだろうし、それから基礎学力、これがどう変わってきたのか、それから基本的な生活習慣の定着ができているのかどうか、こんな検証がどうもなされていないように、今の答弁を聞いても。

例えばわかりやすく言えば、基本的な生活習慣の定着というのが、全国学力・学習状況調査で出ているのかもしれないですけども、そういうのを僕は出してほしかったんです、うまく言えていないかもしれないですけど、資料請求がね。だから、時間も短かったので、資料についてはそれ以上文句を言う気はないんですけども。

じゃ、別に、点検・評価報告書7ページに、八つの重点目標がありますと。これらの目標値、実績値というのがあるんですけども、目標に達成していないやつも多い。こういう検証作業というのが、教育を数値化するのは大変難しいと思うけれども、やっぱり数字で見るというのも大事な部分なので、しっかりとやっていただいて、大目標、理想の形というか、理想の教育の行政のあり方というのをぜひ忘れないで、それを見失うことなく、1年間、取り組んでほしいなと思っています。

だから、後でまた聞くかもしれませんが、あと僕の聞く予定は、途切れのない指導・支援事業と子ども支援ネットワーク構築事業のところで、聞くとすれば、同じことをもう言いませんけど、豊かな人間性の育成というのは達成できたのかというようなことを、もと

の資料の6ページのところですけど、というようなところをきちんと検証して進めていただきたいなということ強く感じているんですが、やっているよというのなら、それで言うてほしいんですけど。

○ 中川雅晶委員長

大変重要なところの指摘をいただいたと思いますので。

○ 葛西教育監

今、豊田委員にご指摘いただいた点は、私たちもまさしくそのように思っております。一つ一つ個々の事業があるんだけど、それぞれ重点目標がどの程度できてきているんだと、あるいはその状況はどうなんだというふうなことは、これはやはり私どもも一番意を払っていかなきゃならないところと思っております。

それで、特に本年度は、この教育委員会の点検・評価報告書のところでも、私どもが昨年度から書き加えたところと申しますと、例えばこの8ページの問題解決能力の向上、これについてどう分析をするかというふうなところで、今現在、私どもが考えている考え方について要約して書かせていただいたところがございます。

一つは、今、指標として、授業で学習したことは将来の役に立つと思うというふうな、そういうふうな子供の意欲を図っていくという、そういうふうな点と、それから、やはりこの問題解決能力の基礎は、基礎学力あるいは全国学力・学習状況調査の、そのやはり学力がどれだけあるかという客観的なもの、そういうふうなものをやっぱりきちっと見ていかなきゃならないということで、これもこの委員会でご指摘いただきました。それで、次、教育ビジョンをつくるときには、そういう客観的な指標もちゃんと入れていきたいというふうな、そういうふうなことも考えております。

さらに、授業でそういう、問題解決能力を高めていくような授業づくりをしていくという、そういうふうなところもやっぱり力を入れていきたいというふうなことを思っておりますし、それから、先ほどからご指摘いただいています少人数教育、学びの一体化、ICT活用、外国語活動、英語教育等、これらの施策をさらに充実させて、問題解決能力の基礎となる確かな学力の定着を図っていくと、そういうふうな考え方でおります。

ただ、今、ご指摘ありましたように、もうちょっと客観的にどう捉えていくのかというふうなことは考えなきゃならないなど。その客観的にどう捉えていくかというのは、少し

めくっていただきまして、12ページのところから、問題解決能力の向上ということで、それぞれ、①の、みずから学び、考える力を育む事業、それから連携を生かした教育の充実、それからICTを活用して教科指導ができる教職員の割合、それから外国語活動、英語教育の推進、それから少人数教育の充実、こういうふうなところで、取り組み目標として上げられるものについては数値を上げて、そしてそれらの評価をします。そして課題も同時に明らかにしていくという作業を、これは丁寧に行わせていただいております。

それから、もう一つ、豊かな人間性というふうなところなんですけれども、これも9ページに総括のほうをさせていただいているわけなんですけれども、実はこの豊かな人間性の育成、これも児童生徒のアンケートで、自分にはよいところがあると思うかという、そういうふうな4段階評価ですけれども、これは平成25年度は73.4ポイントとなっております。これは、8ページの、この5年間の傾向を見ていただきますと、70.7ポイントから73.4ポイントということで、徐々にこのポイントが上がってきていると。そう大きな向上ではございませんけれども、着実に一步一步、ここの評価が高くなっていると。それは、いわゆる生徒指導、教育相談、道徳教育、人権教育、読書活動、これらの施策を総合的に私どもも進めてきたという、そういうふうな評価でなかろうかなというふうなことを思っております。

また、それに対する分析も、ここの17ページからの豊かな人間性の育成ということで、それぞれ生徒指導、教育相談の充実、それから道徳教育の充実、人権教育の充実、それから読書活動の充実、体験活動の充実という、そういうふうな項目で、これらもより細かく見ているというふうな、そういうふうな状況でございます。

○ 豊田政典委員

その点検・評価のやり方も、今、充実させつつあるということはよくわかりましたが、4人の教育施策評価委員さんの知見を活用しながら、この人たちが全てやるのではないし、教育委員会みずからがやることになっていきますから、教育委員会事務局の皆さんと、それから5人の教育委員会委員の皆さんも、自分たちの仕事として、教育委員さんも、この点検・評価というのを、本当に次に役立つような厳しい目で検証する作業というのを改めて充実させていただければなというふうに思って、期待して、ここは終わりたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

この少人数学級拡充事業について、さらに関連質疑のある委員さん、おられますか。

○ 小川政人委員

プレハブか本格的な増築かという話で、さらに検討したいということやったんだけど、そんなん考えとる間に卒業していってしまうんやで、やったらええやんか、プレハブならプレハブで。永久的に増築せないかんのやったらすればいいんやで、そこ、確かに推計を見て考えるということも大事なんやけど、現実にもそういうやってもらっていない学校があるわけですから、そこの生徒たちは、考えられとる間に、もう卒業していったりなんかするんやで、そこはやっぱりやることの大事なんと違う、いいと思うとるんやったらね。これが効果がないという話ならやめれば。だから、そういうしてもろうてない学校とやっている学校との差があるのかないのかということも、どう考えとるんかということのも一つ大事なことやと思うんやけど、まず考えるよりやることの先と違うかなと思うんやけど。

○ 畠山教育委員会理事

プレハブにつきましては、少し前ですと、泊山小学校で5年ほどプレハブさせていただいたと思っています。プレハブも、リースで、例えばファクスとか、物でしたら、短期間で置いても結構経済効果高いんですけれども、学校のプレハブリースになりますと、基礎とか、水回りとか、全部買い取りと同じ形になってまいりまして、かなり費用がかかることと、泊山小学校を見ていても、決してほかの教室、RC造でできた教室と比べて十分なものでないという中で、私の考えとしては、やはりきっちりした建物を建てるほうが、ひよっとするとそういった建物についてはリースよりも経済的ではないかというふうに考えています。

特に、文部科学省基準で、基本的な基準が40人に一教室というところでございます。今回、30人学級につきましても、三重県、そしてまた四日市市の上乗せといいますか、より高めた基準のところでございますので、そういった中で、現在のところ、少子化の流れの中で考えてまいりましたが、先ほどもご指摘ありましたように、それが続くようであれば、本格的なものをきっちり建てていくという考え方でおりますので、もうしばらくお待ちいただいて、推計のほうの精度を上げて、特に内部地区については推計に及ばない部分もございまして、そこらをきっちり調査して進めていきたいというふうに考えております。

○ 小川政人委員

だから、きっちり調査をしていって、もう何年たつとんのや、これ。だから、もう何年かたってますやんか、ちゃんとやれてないのが。教育に金を惜しまんでも、文部科学省の基準よりも四日市の基準でやろうと考えとるんやろう。そしたらやればええやん、やるしかないやないの。そこを何年か引きずって、まだ何年かひきずるということ自体がおかしいのであって、だから、そう差がないと、効果がなくて、もうやらんでも一緒やと考えとるんやったら、それはもうやらんでもいい、みんなやめときゃいいんやし、そこをきちっと、効果があるんやったら、少々金を惜しまんでもやったらええやんか。言うてる間に、何年間かの卒業生は、ずっとやってもらえんまま過ぎ去っていくんやで、そこは考えなあかん。

だから、やろうと決めたんやで、全校的にやるという方向をきちんと出していかんと、少々無駄が出て仕方がないところもありますやんか。それは、ちゃんとやるべきことはやっていくのが大事なんと違うのかな。特に教育やで、それを平等にということは大事なことで、ぜひ考えとるよりやるのを先にしてほしい。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

はい、意見でよろしいですか。

ほか、この少人数学級拡充事業で。

○ 諸岡 覚委員

この少人数学級拡充事業で、非常勤講師、いっぱい出てということでやってもろうとるみたいなんですけれども、ちょっと、本当かどうか知らんで、人から聞いただけの話やもんで教えてほしいんですけど、非常勤講師の方が担任も持つとるケースがあると聞いたんですけど、それはないですよ。ちなみに常勤講師の方が担任を持つケースというのがどうなんですか。

○ 上浦学校教育課長

そういう場合はございます。

○ 諸岡 党委員

非常勤講師はないけれども、常勤講師ならあり得ると、そういうことですね。

ちなみに、割合で言うとどれぐらいなのでしょう。全体の何割ぐらいが講師が担任し
るのか。

○ 上浦学校教育課長

ごくごく少ないとは思いますが、正確な割合というのは、今、把握できており
ませんが。

○ 諸岡 党委員

それは、要するに正規の教師の方が足らんから、もう手いっぱい、正規の方が全員ど
この担任になっているもので、足らんから、その講師の方に担任をしてもろうとと、そ
ういうことでよろしいんですか。

○ 上浦学校教育課長

そういう場合もございますが、その正規の者が何らかの理由で担任ができないという場
合に、常勤の講師の者が担任をするという場合もございます。

○ 諸岡 党委員

講師の方が正規の教員に比べて能力が低いとか、そんなことはあり得ないというふう
に私は思うんですけれども、ちゃんと教員の免許をとって経験積まれている方ですから、そ
こで能力云々ということは考えづらいんですが、保護者間の中でイメージ的に、うちの子
供の担任は講師なんやわみたいなこと、何か言う保護者の方がいらっしゃるのが現実的
にあるんですね。その辺の保護者に対する配慮というか、説明というか、その辺というの
はきちんとされとるのかなと思ひまして。時々、そういう話、聞くんですよ。何か損して
る気分になるんですね、保護者の感性で言うと。それがええ悪いかどうかは別にして、実
際問題として、そういう保護者ってそれなりにいらっしゃるもので、その辺の説明とい
うのはどうかなと思ひまして。

○ 上浦学校教育課長

確かに講師の場合は、若い場合は経験の少ない場合もございますけれども、中にはベテランの講師、いわゆる経験を積んだ講師もおりますので、そういう者は、むしろ、例えばそれこそ若い正規の教員よりもしっかり学級経営をするという場合もございますので、その講師だからとか、そういうことではないんじゃないかなというふうに思います。ただ、講師のほうは、いわゆる研修の機会とか、そういうこともきちんと正規の者と同じような形で受けるような形でスキルアップしていかなければいけないというようなことを思います。

○ 諸岡 覚委員

ちなみに、その講師の方というのは、一般論ですけど、平均何年ぐらいの契約なんです。

○ 上浦学校教育課長

基本的に1年です。

○ 諸岡 覚委員

1年契約だけでも、ベテランの講師の方もいらっしゃるということですけど、そうすると、最長で何年ぐらいの講師の方がいらっしゃいます。

○ 上浦学校教育課長

契約は1年なんですけど、そこの学校で、またもう一回、もう一年、もう一年と、要は契約は1年なんですけれども、続けて3年、4年いるという場合もございますし、あるいはその学校をかわって別の学校に行くと、そういう形で、例えば10年とか、そういう形で講師をしている者もございます。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、10年もずっと契約更新で講師されている方がいるんだったら、それだけベテランなんだたら、もう正規で雇っておけばええやんかと、正直、思うんですけども、それは何かできない理由があるんですか。変な話、大卒の新人雇うよりも10年のベテラン講師雇ったほうが、どう考えてもコストパフォーマンス高いと思うんです。それができな

い理由って何かあるんですか。

○ 上浦学校教育課長

おっしゃるように、私ども、校長をしております、正規でちゃんと戦力になってやっ
ていくという者がたくさんおります、何度か、いわゆる採用試験、合格してほしいとい
うふうに思うんですけれども、実際、受けない講師の方もいらっしゃいますし、それから、
受けても何らかの理由で通ってこない。講師枠の推薦というのものもあるんですけれども、
特別枠というのものもあるんですけれども、それでもなかなか通ってこないという者もござい
ます。ですので、本当に委員のおっしゃるように、今、いわゆる力のある講師が学校の中
の大きな戦力になって頑張っているということは事実だというふうに思っております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、ごめんなさい、私、ちょっと勘違いしとったけど、講師の方って、全部が
全部そうじゃないけれども、採用試験に通らんレベルの人ということで、やっぱりそうす
ると世間のイメージどおり、ちょっとグレードが落ちてしまうということになるんです。
ちょっと私、何かようわからんですけど、少なくとも採用……。

○ 中川雅晶委員長

表現に気をつけてくださいね。

○ 葛西教育監

講師の方々に、四日市で毎年大体40名から60名ぐらいが教員採用として新規に採用され
ていきます。ですから四日市の講師は、1年されている方もおりますし、2年、3年と積
み上げてみえる方もおりますし、それから、私と同じような年代の者でもやはりおります。
でも、もうそういう方々は、今から採用試験受けてというふうな方は非常に少のうござい
ます。ですから、やはり若い方中心に採用試験を受けられると。その中で、毎年、四日市
は、その数十名が教諭として採用されているという、そういうふうな実態がございませ
ので、四日市にいる講師が決してその力がないというふうな、そういうふうなことでは
ないと思っております。

それから、なぜ講師が多いのかといいますと、例えば女性教員が子供を産みます。そう

したときに、産休・育休となります。その育休も、最近では3年ほどとれるような、そういうような状況になっておりますので、かなりの人数の教員が、そこで勤めることができないという状況になっております。そのときには講師としてそこを埋めていくというふうな、そういうふうな、今、体制になっておりますので、そういうことも考えて、やはり講師の方の数も、いわゆる定数の中には入っているわけですが、それを全部正規の教員で埋めることができないものですから、一定の人数、講師の方をお願いしているという、そういうのが実情です。これにつきましては、県の教育委員会のほうで定数を決めて、そして採用人数も決めてというふうな、そんなふうなことになっております。

○ 諸岡 覚委員

最後にしますけれども、私は別に講師の方が能力低いとか、そんなこと思わんし、それこそベテランの方もいらっしゃるから、それこそ新卒の、出たばかりの正規の職員よりよっぽど能力高い人だっていると思うんですよ。だけれども、やっぱり世間の保護者の中では、何か講師の方が担任になって損した気分を感じる方がいらっしゃいますので、その辺をもう少し上手に、全然能力では引けを取ってないんだということをアピールをしたってもらわんと、保護者の中で、何か誤った認識で、そういう損した気分が広まる部分があるので、気をつけていただきたいなと思って、終わります。意見です。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

ほか、この件に関してはございませんか。

○ 川村高司副委員長

もの言う副委員長なんで、済みません。言いたいこといっぱいあるんですけども、大分割愛しまして、正副委員長打ち合わせのときにも資料としてはお願いしたんですけども、出ていなくて、あえてお願いしますが、あくまでも、先ほどの豊田委員が資料請求されたものに追加という形でいいんですが、この制度導入前の不登校生徒数の推移のデータをという資料請求がありましたけれども、今、現状、少人数学級が実現していない学校、平成25年度で4校、その不登校生徒数の推移というものもデータとして出していただきたい。

あと、あくまでも目的のところ基礎学力も言われているので、基礎学力的に、その制度を実現しているところとしていないところで明確な差があるのかなのか。要は、共存している状況ですので、その効果測定というのは、ある意味、参考として見る意味はあるのかと思うんですが、そういう学力上の比較という資料は出していただけますか。

○ 中川雅晶委員長

可能ですか。

○ 葛西教育監

個々の学校というふうなことであります。これ、昨年度から教育民生常任委員会の秘密会のほうで個々の学校の情報については出させていただきます。ですから、そのようなご配慮をいただければ、私どもとしては出させていただきます。と思っております。

○ 中川雅晶委員長

別の機会になりますが、それでもよろしいですか。

○ 川村高司副委員長

では、個々でなくても、実現していない学校が年度によって違うのかどうか、ちょっとわかりませんが、していないところのアベレージで、アベレージ比較ならいいですよ。だから、4校の平均学力と、ほかの導入した、22引く4は18、18校の学力の平均と、そこが明確に違うものなのかどうかというようなものは出していただけますよね、そういう秘密会とかしなくても。

○ 葛西教育監

じゃ、それでは4校で、そのアベレージ、18校でのアベレージというふうなことでお出しのほう、させていただきますと思います。ただ、数字としては出させていただきますけれども、例えば大きな学校については、また別のところで、その学校に支援というふうな形も入っておりますので、あくまでも参考の数字というふうなことで出させていただきます。と思いますけれども、よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。参考の数字ということで確認いただきます。

これはいつまでに出せます。すぐには無理ですかね。すぐというのは、きょう中じゃなくてもいいと思います。

○ 吉田指導課長

不登校と基礎学力の部分ですので、データをそれぞれまた拾わないといけませんので、この、きょう、何時に終わるかわかりませんが、すぐには資料は整えたいと思いますが、今すぐ出せと言われると、お時間をいただきたいというのが正直なところです。

○ 中川雅晶委員長

なるべくこの審査内に出していただくように……。

○ 葛西教育監

あすの朝でよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

はい。じゃ、あすの朝、出していただきますようお願いします。

○ 小川政人委員

今、指導課長が、特別また整理せなあかんみたいなことを言ったんだけど、ということは、普段から、この差について、効果を調べてないということになるんやわな。公表する、公表せんは別の問題として、教育委員会の中で、やっていない学校があつて、そのことでこんなんつくって、効果とかどうとかやっとなるんやけど、実際、そんな資料、すぐできませんということは、日ごろ比べとったらあるわけなんやから、何にもしていないということ。

○ 中川雅晶委員長

あしたの朝なので、その整理する時間が欲しいということですよ。

○ 小川政人委員

いや、だから言葉じりを捉えるわけじゃないけども、現実には、当然こういう差があって、何校かができとらなかつたんやから、絶えずどう違うんかというのをやっとかんと、効果もくそも何も考えられへんやんということやわな。だから、ここに効果と書いてあるけれども、やっていないところとやってあるところを比べてもないとか、そういう話じゃなくて、どう違うんやというのは絶えず教育委員会のほうで見といてもらわんとあかんのに、まあ、あした出してくるというんやで、ええんやけど、それはちょっと、データをとってないということに聞こえるから、ちょっと気いつけやんとあかんのと違うかな。

○ 中川雅晶委員長

ただ、それは、データはあくまでも基礎学力だけの差のデータになってくるんですかね。少人数学級というのは、ほかにもなにか、学力だけじゃなくていろんな、というのも、その指標は出てくるんですか。まあ、お任せします。いいです。あした。

では、ほかの。

○ 豊田政典委員

ないと思うんですけど、目的に書いてある「基本的な生活習慣の定着を図る」というやつは、成果、出ますか。

○ 中川雅晶委員長

その差について、総合的に、なるべくデータを出してほしいということですか。

○ 豊田政典委員

ありますかって聞いている。

○ 中川雅晶委員長

はい。

ありますか。どうでしょうか。ないならないと答えていただければいいと思うし。

○ 葛西教育監

基本的な生活習慣が定着したかどうかで、それで数値的なものは、統一して、これはとっていないというふうに思っております。ただ、そこにかかわって、例えば学校の決まり、規則を守っていますかだとか、あるいは、普段の授業では学級の友だちとよくコミュニケーションをとっていますかとか、そういう、そこから派生するようなことについては、全国学力・学習状況調査のほうでありますので、そういうふうなことについてはきちっと見ているというふうなことはございます。

○ 豊田政典委員

では、その参考になるようなデータがあれば、やっている学校とやっていない学校との比較でもいいし、この平成22年度までと23年度以降の推移でもいいし、あればですよ。考える参考になるデータがあれば出してほしいんですけど、何でかという、また繰り返してみたいになりますけど、例えば少人数学級というのが、国も減らしていこうとしているし、三重県もやっている。四日市も、さらに四日市の30人学級をやろうとしている。けれども、果たしてそれがどういった成果を生んでいるんだろうかという検証が実はされていないのかもしれないという、そんな研究もあるじゃないですか。むしろ多人数のほうがいいメリットもあるという学者もいる。

だから、いろんな成果があったり、デメリットがあったりして、これを本当にここに2億円の金をかけて進めていくのが大きな目標を達するために一番いい方法なのかどうかというのを立ちどまって考えるときが必要だと思うんですよ。ところが、それがどうもされていないように思われるので、せめて我々も考えなきゃいけない、参考になるような数字が欲しいということで、皆さん、請求しているのかなと思うので。であれば、出してください。

○ 中川雅晶委員長

いかがですか。出ます。

○ 葛西教育監

ある分については、今から精査しまして、きちっと整理して出させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

はい、お願いします。

○ 川村高司副委員長

済みません、基本的な生活習慣というものを抽象的に捉えると難しくなりがちですけど、よく教育委員会さんが言われている、早寝、早起き、朝ご飯という、就寝時間であるとか、起床時間であるとか、朝ごはん食べてますかという問いかけは、小学生向けと中学生向けでは聞き方の言葉じりはかえてでも、アンケートなりなんりのデータ、そういった指標を提示するとか、例えば私がもし担当ならそう思うんですけど、そういうものもないというレベルでしか捉えてない。

だから、基本的な生活習慣の定義づけは何で捉えているんですかという質問と一緒になんですけど、それ、基本的な生活習慣の定義づけというのをどういうふうに教育委員会として捉えて、それが定着しているのかしていないのかというのを見ているのか見えていないのか。それがたまたま少人数学級が制度として導入されている学校とそうでない学校を対比させるという、すごくシンプルで単純な話で、いやいや、中学生に対しては、起床時間とか就寝時間、朝ご飯というものはアンケートとしてとっていませんということ、そういう解釈ですか。そういう理解でいいですか。

○ 吉田指導課長

済みません、例えば、朝食を毎日食べていますかとか、普段の1日にどれぐらいの睡眠をとりますか、ほか、何時ごろ起きますか、何時ごろ寝ますかというのが、全国学力・学習状況調査の中で質問項目にありますので、それを、4校と他の学校との比較ということで精査させていただきたいと思いますので。

○ 川村高司副委員長

いや、なので、今から精査するのではなしに、ということを行っているだけなんですよ。普段から教育委員会事務局として、制度導入後、できているところとできていないところを日ごろから意識的にチェックされているんですかという、逆に言うと質問であって、答えは、今、していませんという答えということで、改めて、夜、遅くまで仕事をしていただく必要は私はないと思うんですよ。ほかの方が資料請求、いやいや、出せというのであ

れば、それはお任せしますが、改めて、今から作業として集計し直さなければならないようなものであれば、必要ないです、私の資料請求は。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ちょうど1時間たちましたので、休憩させていただきます。再開は20分にします。

15 : 07 休憩

15 : 21 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続き、再開をさせていただきます。

じゃ、先ほどの請求のあった資料については、明日、提出いただくようお願いをしておきます。

それでは、これ以外の質疑をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員

きょう提出いただいた資料で、学校図書館いきいき推進事業なんですけれども、これで、実績のところ、読書推進指定校が6校指定されて、「表現力を高めるために1分間スピーチを取り入れた読書活動等を推進し」というふうになっていますけれども、この辺の、この6校に特化した効果はどうかかなど。これ、6校から、今年度、広げていると思うんですけれども、その広げるに当たっての、何か効果検証はあったかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○ 吉田指導課長

6校につきましては、年度当初に、どのような計画のもとでどういうふうな進め方をしていくかというようなことで、その効果についても検証してもらうことで、その成果を市内の小中学校の担当者会で公表して、こういう取り組みを進めてくださいというような形でお知らせをしているというところでございます。ここには資料がないので申しわけない

んですが、例えば八郷小学校などは、そういうような取り組みを、ほかの方にも視察をいただいたりとか、教育委員の方に、評価委員の方に視察いただいたりとかしております。

この6校については、この数年間、6校を指定してきましたので、この6校はもう定着したということで判断させていただいて、平成26年度からは新たに6校、小学校は県小学校、高花平小学校、常磐西小学校、そして中学校は羽津中学校、港中学校、南中学校の、小学校3校、中学校3校と、今までは小学校が4校の中学校2校でしたが、小中ともに3校ずつ、バランスをとって進めてほしいということで、指定をさせていただきました。

○ 樋口博己委員

その数年にわたって指定されて推進してきて、視察は受け入れてというお話だったと思うんですけども、その成果の報告書か何かあるのかなと思うんですけども、それがあれば、またいただきたいのと、あと、今、口頭でも、例えば、この6校の1分間スピーチをやる中で、こんなような効果があったというような声があったら、少し、二、三、紹介いただきたいんですけども。

○ 吉田指導課長

この学校図書館いきいき推進事業につきましては、特に学校の図書室、図書館ですね、今までの、この方たちが入っていただいたおかげで非常に活性化して、しかも授業でも使えるような状況にさせていただいたという声ももちろん上がっておりますし、それから子供たちも、例えば小学校でしたら、中間の休み時間というのが2限目と3限目に、ちょっと長目の時間があって、そういうときに使わせていただいて、あるいは放課後、活動していくというようなことで、非常に楽しみにしているという声が出ておりますし、今、手元に、その具体的な声というのがないもんですから正確にはお伝えできませんが、保護者の方や読書ボランティアの方々とも連携しながらやっていくということで、非常に喜ばれております。まとめた資料があるはずですので、またお渡しすることはできます。

○ 樋口博己委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

この学校図書館いきいき推進事業について、関連の質疑はございませんか。ありません。では、ほかの事業についての質疑も承ります。

○ 豊田政典委員

それじゃ、資料からの生徒指導・教育相談事業、途切れのない指導・支援事業で教えてほしいんですが、これも先ほどの話と似たような話になっちゃうんですけど、追加資料7ページを見ながらお聞きしますが、目的のところにこんなふうにかかれてあります。いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応、それから暴力行為等の問題行動、多動傾向、学習障害、発達障害傾向等の対応ですね。こういうふうなことをやったというのはよくわかりますが、やりましたと。相談件数、ふえていますというのはわかるんですけど、ふえたらいいというもんじゃなくて、そのふえるというか、例えば相談をできる環境を整えてきたよというのは評価できると思うんですけども、その次の段階として、体制や環境を強化してきました、それは大事なことなんですけれども、そうしたら、当初目的にあったような、さっきと同じような話ですけど、いじめの未然防止ができたんだらうかとか、不登校の防止、それから後段の問題行動や多動傾向、以下に書いてあるような、こういった症状が抑えられたんですよというのは、そこまで行かないといけないんじゃないかということ、僕、メモしてあったんですけども、さっきと同じ話になっちゃいますが、だからこれも、当初の資料に戻ると、6ページの豊かな人間性の育成というところに「途切れのない」があったり、それから4番の特別支援教育の充実にも出てくると。だから、こういった学校教育ビジョンの題目の成果検証というのはどのぐらいされているのかな、どうなんだろうなということをお聞きしたいんです。とりあえずそこまでにしておきます。

○ 吉田指導課長

目的にありますようお願い、不登校のことにつきましては、過去にさかのぼって、定期的に報告をしてくださいということでしたので、今回、この一番最後の資料を作成をさせていただいておりますので、その中でお示しができると思うんですけども、ただ、まずいじめの発生件数につきましては、このA3の1ページのところにもなるんですけども、発生件数そのものが、昨年度より、小学校は減っておりますが、中学校は若干ふえているというような数値データがありますし、そして不登校につきましては、その冊子の5

ページにありますように、小学校は逆にふえておりますが、中学校は若干、発生率も下がって、全体的には下がったというようなことを示させていただいております。

このような中で、当然、スクールカウンセラーの、例えば活用というようなことでは、いじめのことについては、発見対応などについては、スクールカウンセラーが直接その悩みを聞くということはあったとしても、やっぱりそれほど割合は多くありませんが、不登校のほうにつきましては、7ページの下段にありますように、関係機関への相談状況ということで、複数回答ではありますが、スクールカウンセラーの活用の割合というのは非常に高くなっているという状況はあります。

そのような中で、特にいろいろな相談というのが寄せられますので、それを、この追加資料の8ページにお示しさせていただいたようなところで、このようなことをすることによって、落ちついた学校生活を送れるように、改善に向けて取り組みをさせていただくという、その表現しか今のところできませんが、そのような活用をさせていただいているということです。

○ 豊田政典委員

私の聞き方も、さっきの話と続いていて悪かったのかもしれませんが、例えば不登校の問題があって、これを劇的にというか、できる限り減らさなければいけないというテーマがあるとするじゃないですか。そのときに、この途切れのない指導・支援事業の成果を考えると、例えばこの事業の効果を考える必要があるし、ほかのこともやっていますよね、不登校にしろ、いじめにしろ、いろんなことをやっていると。どれが一番効果があって、どれが効果がないのかというようなことを考えなきゃいけないですよ。

さっきの、僕、資料請求しましたが、生活習慣の定着ということについても、先ほどの少人数学級が成果があったかというよりも、生活習慣を身につけるためのいろんなことをやっていると。いろんなことをやって、どれが効果があるかないかというやつを検証して、目的に一番いい方法をとっていくという、そんなアプローチをしなければいけないと思うんですよ。

だから、僕が聞いて、事業があって、目的が書いてあるもので、この事業の目的はどれだけ成果があったかなんて、まあ、無理な質問かもしれませんが、さっきの話もそうです、少人数学級で目的が書いてあるもので、生活習慣、そうしたらどうなったのと。資料は請求したけれども、いろんな要素があって、上がったたり下がったり、プラスになったりマイ

ナスになったりすると。

だから、じゃ、この事業に戻って考えるとすると、やっていることは間違いではないと思うんです。思うけれども、なかなか難しい。相談件数ふえたというのは、きっとそういう環境を整えたというのがいいことなんでしょうけれども、それをもってどんな効果があったのかなというのをやっぱりきちんと検証していかないと、個々の事業をやってよかったねというだけで終わってしまいがちなのでね。まあ、さっきと同じような話になっちゃいました。

○ 中川雅晶委員長

どうします。

○ 豊田政典委員

どうしましょう。困った。全部一緒になっちゃうね、言いたかったことはね。だから言うなって言われるかもわからないですけど。

○ 中川雅晶委員長

いやいや、なかなか難しいところで、何を指標にするかというところですね。

○ 豊田政典委員

だから、また後ほど、先ほど話題になった点検・評価報告書、点検の仕方というところで、改めて一緒に考えるというのは変だね、ちょっと質疑してみたいと思いますので、このところはここまでにしておきます。

○ 中川雅晶委員長

この生徒指導・教育相談事業について、関連の質疑のある委員はおられますでしょうか。

○ 樋口博己委員

スクールカウンセラーという話の中で、相談件数は多くなっているということがあって、平成25年度は国・県、市単を含めて、全小中学校に配置したということで報告をいただいています。この総合計画の第1次推進計画の事業実施状況評価の中で、このスクールカウ

ンセラーのところで、全校に配置したということは評価しつつも、今後は規模の大きい学校や、いじめや不登校及び問題行動の多い学校への臨床心理士の配置時間の増の課題があるというふうに指摘をされているんですけども、全中学校には配置されていて、配置されているときに相談ができるといいんでしょうけれども、その相談がリアルタイムにできないという課題もあるかと思うんです。この指摘事項もあった中で、今年度はどのようになっています、今後の動向というのは、まあ、増加すると思うんですけども、現状はどうなんでしょうか。

○ 吉田指導課長

課題のほうにも挙げさせていただきましたが、規模の大きい学校、あるいは規模が小さい・大きいに関係なく、相談件数の推移というのがやっぱりありまして、それを何年間か経年で追っていかないと、ある方が繰り返し相談されているケースがあったとしたら、それはちょっと正当に評価できるというか、配置の基準になるかどうかというのも疑わしいので、やっぱりいろんな方面で、果たしてその学校は本当に相談件数がどうか、多方面に確認をしていく必要があるなというふうには思います。

ことしの文部科学省が、来年度の概算要求の中で、このスクールカウンセラーのことについても、あるいはスクールソーシャルワーカーもあわせてふやしていきたいというような概算要求を上げられているということですので、そういうようなものをぜひ四日市に入れていただけるとありがたいなというふうなことは思っております。

確かに全部の学校に配置はしましたけれども、一番最初に、もう十数年前に第1号で配置されたときから経年ですと来ていると、全国的に校数は広がったんですが、1校当たりのカウンセリングをしていただける時間は減らしているんです。ですので、そういう課題がありますので、1回相談かかりますと、1時間から、長い方は2時間ぐらい、相談かかる場合があります。あるいは検査をする場合もありますので、そうすると、なかなかタイムリーにできないというところがあります。

それを補うためにハートサポーターの事業がありまして、それを派遣するという形で補わせていただいております。昨年度は97回、そういうような形で、あとは特別な事態への対応で、これ、144回ですが、さらにこれに県のほうからも費用を出していただいて、30回程度ぐらい。これは市のほうの予算ですのでここへ載せませんでしたけれども、そういうふうなことで助けていただいたという状況がございます。

ですので、そこはやっぱり随時、必要なことがあれば派遣をさせていただきたいと思えますし、今年度は、いわゆるいじめの問題が全国的に注目されましたので、いじめの問題に特化して、かかわっての相談は20回、相談の予算をつけなさいという形で、それから、それ以外の一般のことについては80回、合計100回の予算取りをさせていただきました。また必要に応じて、不足する場合は、補正とか、あるいは他からの流用という形をとりたいなどは思っておりますけれども。

○ 樋口博己委員

そうすると、その20回や80回で100回枠をとったということは、これは1回ということなので、これは1時間なのか、2時間なのか、ケース・バイ・ケースという計算ですか。

○ 吉田指導課長

1回当たり基本2時間で対応させていただいております。

○ 樋口博己委員

わかりました。しっかりと充実いただきながら。これは、スクールカウンセラーの人なんですけれども、この臨床心理士の資格を持ってみえる方とか、そういう方がなかなかいないという話も、以前、おっしゃっていたと思うんですけれども、現状はどうなんですか。

○ 吉田指導課長

今、参考までに言わせていただきますと、国費・県費を使ってのスクールカウンセラーの配置、これは主に中学校中心ですが23人、それから市のほうで予算を使わせていただいて配置しているのが18人です。ここには県費と市のほうを兼ねていただいている方もありますので、実数としては38人のカウンセラーの方が、何らかの負担、国・県、あるいは市のいずれかで負担をさせていただきながら活用させていただいている中で、正直、確保は、毎年、年度末に、大分四苦八苦しなながら、途中で、いろんなお仕事のかかわりの中で、転居されたりとか、中には、女性の方ですと、妊娠なされて勤務ができないというようなことがありますので、そういうようなときには入れかえを当然させていただくということです。そうなったときには、いろいろ臨床心理士のほうの、いわゆるネットワークで、適切

な人を紹介していただいて、面接をして、それを補っていくという、そういうところでございます、今。

○ 樋口博己委員

そうすると、全部で四日市にかかわっていただいているのは38名で、当然38名も、この四日市だけで仕事をしているわけではないと思いますので、ほかの他市町にもいろんな形で仕事してみえると思うんですけれども、平成26年度に関しては、20回、80回、プラス100回については、現時点での今年度の見通しはきちんと立っているということでしょうか。

○ 吉田指導課長

このハートサポーターの派遣をする、お手伝いをしてもいいよというような形で、登録をいただいている方は30名おります。ですので、その30名の中から、この日におうちへ直接行って保護者の方と相談をしたいという要望があるんですがどうですかということ、一件一件、お一人お一人に当たらせていただいて、ご都合のよい、いわゆる同性の方がいいとか、別に女性でしたら男の方でも構いませんよとか、そのケースによって、いろいろ要望、リクエストを聞かせていただいて、派遣をさせていただく。ですので、場合によっては、詰まっている場合には多少ずれる場合もありますが、できるだけ速やかに配置を今のところさせていただいています。

○ 樋口博己委員

わかりました。やはりリアルタイムの、ジャストタイムで相談を受けられるというのは非常に大事なところだと思いますので、私も以前お世話になったことがあって、非常にハートサポーターの派遣によって、少し明るくなってきたところがあったかと思っていますので、そういったきめ細かな対応を今後もお願いしたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

この生徒指導・教育相談事業について、関連の質疑、ございますでしょうか。

○ 川村高司副委員長

スクールカウンセラーとハートサポーターの定義づけというか、いろんな資料を読み解くと、両方とも臨床心理士という定義づけがされているんですけど、以前、ハートサポーターのボランティア募集か何かの要項か何かに、大学生でも募集可能とか、これ、何らかの資格がないと無理なのか、ちょっと定義づけだけ教えていただいて。

○ 吉田指導課長

指導課の持っております臨床心理士を派遣するものがハートサポーターという事業ですので、それは教育支援課のふれあいフレンドということで、不登校の引きこもりの子供たちのところに、直接、大学で登録している子供たちを派遣させていただく事業ですので、ちょっとこれとは違いまして、これは、今、川村副委員長がおっしゃられたとおり、スクールカウンセラーも、ハートサポーターにつきましても、両方とも臨床心理士の資格というものを持ちながら対応させていただく、その専門性の高い方に行っていただくということになっております。

○ 川村高司副委員長

となると、この決算の三千二百万何がしというのは、そういう方々への、ほぼ人件費というか、そういった解釈でよろしいですか。

○ 吉田指導課長

今、おっしゃられたとおりで、そのスクールカウンセラーの方々への報償費という形になっております。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

少し、この生徒指導・教育相談事業で、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとか、先ほど出てきましたけれども、ちょっと切り口をかえてみると、こういう配置をされていないときは、一手に教員の方が引き受けられたりとか、時間をとられたりとか、今、教員の方の本来の業務に向かう時間が非常に少ないというのが課題になっていて、スクールソーシャルワーカーなんかも連携しながら、本来の業務に向かえるような

形でサポートしていきましようとかという動きの中で、スクールソーシャルワーカーを配置をしていくと。これは、子供たちのこういった多動傾向とか、学習障害とか、発達障害とか、不登校、またいじめの問題に専門的な知見で入っていただくということで、スクールカウンセラーとかハートサポーターとかあるんですが、この事業をしっかりと全校に配置をして、またハートサポーターを派遣をするという体制を組んで、教員の方の実際の業務というか、本来の業務に向かう時間がどういうふうに変化したかとかというのは、労務管理は所管ではないので関係ないと言われれば関係ないかも。しかしながら、その現場で仕事をしていただくというところの中で、どのような実態なのかという、その辺の把握というのがありますか、ありませんか。

○ 吉田指導課長

済みません、時間的な把握というのはいしておりませんが、現場の校長としての経験上、言わせていただくと、スクールカウンセラーの方が相談をしました、そのことによって、担任あるいはそれにかかわる教員というのは、じゃ、そうですかというふうに知らん顔するわけにはいきません。当然、その連携を図りながら、アドバイスももらいながらということですので、そういう相談を1時間、2時間とられるという部分では減りますけれども、その後、教員とのやり取りというのがあります。もちろん相談者が、このことは触れないでくださいというふうに言われることは、スクールカウンセラーは絶対言いませんけれども、そういう学級で友だち関係の改善についてのアドバイスなども専門的にいただくわけですから、著しくその業務が、時間が減るといふふうには考えにくいと思います。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、わかりました。教員の方の本来の仕事に向いてもらうとか、スキルを上げるとか、教員の方の教育の資源としての活用力というか、教育力を上げるということは、これとは別にまたやっていかなきゃいけないというところで、これはこれとして、いろんな専門的な、また第三者の目とかを入れることによって解決をしていくということで、よくわかりました。

では、違う事業で質疑を。

○ 小川政人委員

生徒指導・教育相談事業、この決算が3235万9424円で、これは一般財源ということできくと、市の配置のカウンセラーの人件費ということで大体いいわけ。これは何人。

○ 吉田指導課長

報償費で、スクールカウンセラー、市費の報償費として2685万円、平成25年度は支出をさせていただきました。それからハートサポーターのことについては237万円を支出させていただきましたので、合計で2922万円ほどの支出をさせていただいたということです。あと不足分は何やということですが、これは、いじめの問題のリーフレットを作成したりとか、それから先ほど言いましたQ-U調査、学級満足度調査のほうの用紙代などで支出をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

○ 小川政人委員

市費配置という部分で何人ですか。

○ 吉田指導課長

18人です。

○ 小川政人委員

もう一つ聞くと、学校図書館いきいき推進事業というのも、決算額が大体よく似た3800万円余りなんだけど、これも人件費がほとんどを占めるんやと思うんだけど、こっちは6人だけですかね。これ、6校という……。

○ 吉田指導課長

60校分の、23人の方が行っていただいて……。

○ 中川雅晶委員長

読書活動推進校だね、6校。

○ 吉田指導課長

はい。

○ 小川政人委員

はい、わかりました。60人な。

○ 中川雅晶委員長

60校。

○ 小川政人委員

60校分、23人。はい、オーケー。

○ 中川雅晶委員長

はい。

ほかというか、これ以外の事業について質疑を賜ります。

○ 諸岡 党委員

済みません、この決算常任委員会資料の5ページのところの英語教育のところなんですけれども、学校英語教育充実事業で、これもただ資料請求で結構なので、また終わるまでにいただければ結構なんですけれども、小学校から中学校の学年別の授業数、わかるもの、資料でまたいただければ結構です。

○ 中川雅晶委員長

資料、準備できますか。

○ 吉田指導課長

今、お答えすることも……。

○ 諸岡 党委員

紙でいただきたい。

○ 吉田指導課長

はい、わかりました。すぐに準備させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

よろしくをお願いします。

ほかの事業でございますでしょうか。

○ 諸岡 党委員

続けて、同じく資料請求、これも紙でもらえれば結構です、細かい議論をするつもりはないので。その次、7ページのところの特別支援教育の充実のところ、プロジェクトア
ンダー8事業について、細かくわかる資料をまたいただければ結構です。

○ 田中教育支援課長

教育支援課、田中です。

これ、事業概要でよろしいですか。どういうことをしているかという内容がわかる資料
でよろしいでしょうか。

○ 諸岡 党委員

はい、それで結構です。

○ 田中教育支援課長

じゃ、パンフレットの的なことを後でご用意させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

よろしくをお願いします。

○ 諸岡 党委員

続けて、これはごめんなさい、資料というよりも質疑なんですけれども、同じく11ペー
ジのスポーツ振興のところ、四日市ドームの指定管理者指定管理料のところなんですけ
れども、ちょっと人から聞いたんですけれども、四日市ドームで何か行事をするときに、
非常に置き引きの被害が多いという話を聞いたんですけれども、当然、管理責任という部

分では、置き引きまで管理者が責任を負うものではないんですが、実際、その被害の件数がどれぐらいあるというのを把握したのかどうかと、あと、何で置き引きがあるかという、要するにコインロッカーがないのか、少ないのか、ごめんなさい、私、わからないんですけども、物を置く場所がないもんで、座席にしか置いておけやんもんで、座席に置いとる間に、自分が何か競技とか、それに行つとる間に盗まれたというケースが多いらしいんですけども、ロッカー数がどれぐらいあるのか教えてもらえますか。

○ 小垣内スポーツ課長

ロッカー数がどれだけという細かい数字は把握していませんので、また確認します。ロッカーはあるんですけども、十分あると思いますが、大体スポーツする方というのは、余りロッカーを使わずに、着がえて、そのままバッグを自分の観覧席とか仲間のところに置くというケースがほとんどですので、四日市ドームに限らず、ほかの運動施設、体育館等も、かなり置き引き被害がありました。

今も年に数件ありますが、最近は、四日市ドームもテレビカメラもありますので、体育館についても指定管理者が、今、非常に手ごろに入るようになったので、カメラを置くことによって啓発しながらやっておりますので、かなり置き引きの被害は少なくなってきました。しかしあります。

スポーツ課が主催しているシティロードレースも、2年前は1日で四、五件ありましたが、警備員を配置することによって、去年もことしもゼロ件というふうには努力はしております。

○ 諸岡 覚委員

続けて、主要施策実績報告書の205ページ、埋蔵文化財の保護のところ、久留倍遺跡の保存活用事業のところなんですけれども、整備計画の資料をまたいただきたいというのが一つと、これは人づてで聞いた話なのでうわさかもわからんのですけれども、真実かどうかの確認だけしたいんですけども、この整備計画の中で、久留倍遺跡の保存活用事業で、何かグランドゴルフ場を整備するというのを聞いたんですけど、それは事実ですか。

○ 伊藤社会教育課長

社会教育課、伊藤でございます。

グランドゴルフの整備についてはございません。それと、整備計画についての資料はお出ししますが、平成26年度以降ということでしょうか。

○ 諸岡 党委員

ええ、そうですね、全体で結構です。

○ 伊藤社会教育課長

今後全体ということですか、はい、了解しました。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、資料請求、お願いします。

○ 諸岡 党委員

そうすると、グランドゴルフの整備というのはないということなんですけれども、この敷地内で、別の部署による整備というのものないですか。

○ 伊藤社会教育課長

この久留倍遺跡公園につきましては私ども社会教育課の所管でございまして、史跡公園として整備するものでございまして、他の部署による整備はございません。

○ 諸岡 党委員

そうすると、単純に、ただのうわさということですね。

○ 寺村副教育長

もう少し前やったと思うんですけれども、久留倍遺跡の整備計画を議員の皆さんに提示させていただいたときに、今後の利用見込みみたいな、人数とか、ああいったところで利用者の数というのを提示させていただいたようなときに、グランドゴルフで何人ぐらいと

というような、そんなようなことがあって、それはこの久留倍遺跡で使うのはおかしいやろというようなことは議員の皆さんから意見をいただいたという記憶があります。

利用者のニーズを提示させていただいたときに、そんなようなことがあったかと思って、それがそうになっているのかなど。私どもとしては、それをグランドゴルフにというのは、議員の皆さんからも、やっぱり史跡公園としては利用者にはおかしいねというふうな認識をしておりますので、ひょっとしたら、それが誤解のもとになっているかもわかりません。

以上です。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、当初はその予定もあったけれども、今はないよと、そういうことで間違いないですね。

○ 寺村副教育長

グランドゴルフ場を整備するという予定では決してありませんけれども、グランドゴルフというようなことの利用の仕方もあるのかなというように思いましたということです。

○ 中川雅晶委員長

協議会資料か何かで出たんですかね。

○ 諸岡 覚委員

何で遺跡の保存にそういう発想が出てくるのかようわからんですけれども、まあ、それはわかったので、もう結構です。

193ページの人権・同和教育、学校人権教育の推進・充実というところで、ほかにも人権教育たくさんあるんですけれども、ここを一例挙げて聞くんですけれども、また資料をください。人権学習において、文部科学省の指導で、北朝鮮拉致問題を扱うようにという指導があるはずなんだけれども、市内の小中学校で、どれぐらい、この拉致問題の教育が行われていたのかという資料を、また紙でいただきたいのと、現状、今、わかる範囲でお答えいただければ。

○ 山下人権・同和教育課長

人権・同和教育課、山下です。

今、具体的な数字は、また用意はさせていただきますが、例えば文部科学省のほうから出されております「めぐみ」とか、ああいうDVD資料、あれについて等についての資料配布等によって各学校での取り組みをお願いしているという事実はあります。ただ、現実的に、例えば何時間、どこでどのような授業をされたかというところまでは確認ができていません。

○ 葛西教育監

この拉致につきましては、小学校社会科の6年生、それから中学校の歴史、これできちっと教科書に、北朝鮮による拉致というふうな、その内容がきちっと書かれております。ですから、全ての子供たちが、小学校6年生の公民になりましたら現代日本の中で学習をしますし、中学校も、その歴史あるいは公民の中で、このことについては学習するというふうなことになっております。

○ 諸岡 党委員

ちょっと待って、それはあくまでも歴史の中の事実としての教育であって、文部科学省が言っているのは人権教育の中でそれを取り入れなさいという話であって、社会科の教科書に載っていますから大丈夫という、それはちょっと違うので、社会科の授業というのは、あくまでも、こういう歴史があったという事実を教えるだけの話ですよ。文部科学省が言っているのは、人権教育の一環としてという部分だったと思うんですけども、それはどうですか。

○ 葛西教育監

もちろん委員のおっしゃるご指摘はそのとおりだと思います。ただ社会科においても、そこではやはり、強制的に拉致をされたというふうな、そういうふうな人権がじゅうりんされているというふうな、そういうふうな記述も書いてございますので、詳しくはありませんけれども、そういう状態にあるというふうな、そういうふうなことも同時に学んでいるというふうなことはございます。

○ 山下人権・同和教育課長

済みません、今、その人権教育の一環としてということだったんですが、私どもの認識といたしまして、人権教育という教科・領域というものがないために、全ての教育活動において扱うということにしております。その中で、今、教育監が述べさせていただいた教科書においては、その部分で学習をしていますと。それにプラスアルファで、どこかでということが今のご質問という意味で、私はお答えさせていただきました。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、人権教育という概念じゃなくて、何とかがない、何という言葉が使われました、今。

○ 山下人権・同和教育課長

教科カリキュラム上ということで、指導要領とかにある教科とか領域という分野があります。

○ 諸岡 覚委員

人権教育という領域がないので何とも言えんということ、そうすると、じゃ、何で目的に人権教育の推進と出てくるのかようわからんですけれども、どこの領域で人権教育するんですか。

○ 山下人権・同和教育課長

先ほど申し上げた全ての教育活動において、例えばいじめということを考えるときに、どこかの教科書で、そのいじめについて習うということではなく、例えば道徳とか特別活動での活動の中でそのことが出てくれば、その場で、教室で、例えば話し合いをすとか、考える機会を持つとか、時には資料をもって学習をするということが生じてくるという意味合いも含めて、いわゆる一定の授業時間プラス休み時間であったり、普段の活動の中で人権教育の視点を持って全ての教育活動を行っていくということが、文部科学省にあります人権教育の指導のあり方というところの第3次取りまとめところに、基本的にそのような提示をさせていただいてあります。

○ 諸岡 党委員

特段、どこも項目はないけれども、全てのどんな分野においても人権教育は大事なんだという、そういう視点で取り組んでいるということですね、簡単に言えば。そうすると、あえて人権の分野で、それに特化した予算づけって、何かおかしい感じするんだけど、あくまでも人権は人権として予算とっているんだから、そこはそのフレームでものを考えていかなあかんのと違うんかなと。

全部にそれが適用されていくというのは、それはわかるんですよ、概念として。体育の授業でも、国語の授業でも、どの授業でも人権は大事だという、それはわかりますよ、給食の時間でも。それはわかるんだけど、予算として、人権のフレームで予算をとって、決算でもこうやって上げているんだしたら、私は、今、その人権の部分で聞いていますので、その概念がないとか、そのフレームがないとか言われても、質問しづらいなというのがあるので。

○ 山下人権・同和教育課長

済みません、的確な答えでなかったかもしれないんですが、例えば、今、ご指摘のありました193ページの人権・同和教育課の事業でいけば、教職員への人権意識の高揚であったり、あるいはそのことに関して、例えば今の全ての教育活動の中でといっても、子供に指導していくという部分が入っていきますので、教職員の力量アップということで、人権教育指導者リーダー育成充実事業費というのを計上しています。

また、例えばその中の二つ目の中学校ブロック人権文化創造事業というのがあります。例えばここでいけば、その日常的な子供の活動に反映をさせるように、実際に子供たちに対して、22中学校区全ての学校区において、小学校・中学校の代表児童生徒による子ども人権フォーラムなどを実施することによって、その中で、子供自身もみずからの人権感覚を育て、そして、そのことを実践していく場面というのをつくっていくための事業を計上させていただいているということです。

○ 諸岡 党委員

はい、結構です。また後であれです。一旦、結構です。

○ 中川雅晶委員長

他の委員の皆さん、ご質疑はございますか。

○ 小川政人委員

決算常任委員会資料の3ページで、AEDの見積つもり、安いには越したことはないんだけれども、予算の4割ぐらいで済んだら……。

○ 中川雅晶委員長

不用額のところですね。

○ 小川政人委員

3ページな。

○ 中川雅晶委員長

A3、こっちのかいほうの。

○ 小川政人委員

歳出予算、不用額、細々目、300万円以上となるところで、AEDの購入費用について入札差金が生じたというんで、安いのは安いに越したことはないんですけど、余りにも予算と違い過ぎるで、これ、見積もりの仕方がどういう。

○ 上浦学校教育課長

AEDにつきまして、このときの見積もり価格が、予算額は1台36万円程度です。それが実際に決算では6万6000円ということで購入しております。これにつきましては、このとき、この学校だけに配置をしたということではなくて、ほかの部署にも配置をしている、いわゆる図書館であるとか、ほかの支所であるとか、あるいは武道館であるとか、そういうところにも、全部で124台ほど配置した中の一環ということで、それが全て本体33万円ということで見積もりがなされているということで、その中の一つであったということです。

○ 小川政人委員

33万円やったのが実際は六万何ぼで買えたということ、5分の1ぐらい。

○ 上浦学校教育課長

はい、そうです。

○ 小川政人委員

5分の1 やったら、もっと、これはほかの金も入っとるわけやな。

○ 上浦学校教育課長

そうです。ほかの保健室の備品であるとか、そういうものも入っておりますので。

○ 小川政人委員

それにしても、5分の1で、その見積もり方っておかしくないのか。きちっと情報を集めてやっ取るのか、ようわからんけど、それはちょっとひどいんと違う。5倍の予算取りをするというのは、ようわからん。

○ 上浦学校教育課長

実際、その前年度に23万円程度で購入しているという例もございまして、これだけ安くなったというのはびっくりはしているんですけども、そういう状況です。

○ 小川政人委員

前の年度で23万円やったら今度は33万円という、それも横着なことなのか。

○ 上浦学校教育課長

実はその前々年度でしたか、これはちょっと、60万円ぐらいのときもございまして、ちょっとこの辺、価格が一定していないというんでしょうか、読み切れないというものがあつたんじゃないかなというふうに思います。

○ 小川政人委員

特別、その、こんなん、そう変わるものではないと思うんやけど、そんなにブレがある

ものなのか、年々、60万円、23万円、6万円て。

○ 諸岡 党委員

ちょっと関連してよろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

関連ですか。

○ 諸岡 党委員

その入札方法なんですけれども、いわゆるメーカー指定とか、機能指定とか、メンテナンスの年度の指定とか、そういうのを細かくしてやったのか、とにかくAEDと名のつくもんやったら、どのメーカーでも何でもええでという、そういうやっつけでええという入札やったのか、どういう入札方法やったのか。

○ 上浦学校教育課長

ちょっとお待ちください。ちょっとそこまで、今、詳しくは把握しておりませんが。

○ 諸岡 党委員

要するに、例えばどこどこ社製のものに限るとか、入札したときの指定条件だけ、また教えてください。わかったときで結構です。

○ 小川政人委員

それにあわせて、60万円のとくと、23万円で買ったときと、6万円で買ったときの物が全然違うのか、その辺、諸岡委員が言う仕様とか、60万円ときは特殊なものがあるというのか、その辺のカタログみたいなものがあったら、あしたでええで、出してくれるか。

○ 中川雅晶委員長

上浦課長、ちょっと整理していただいて、後で、その物とか、台数もあるのかもしれないですし、その辺、整理いただいて、あしたで結構ですので、出していただけますか。

○ 上浦学校教育課長

はい、わかりました。

○ 中川雅晶委員長

お願いします。

ほかの事業でご質疑は。

○ 豊田政典委員

子ども支援ネットワーク構築事業で、詳しい資料をいただきましてありがとうございます。少し教えてほしいんですけど、きょうの追加資料の15ページ、16ページですけれども、真ん中の人数のところがよくわからなかったんですけども、笹川子ども教室、登録者数52人で、参加が水・土合わせて35人というのは、これ、登録者数というのは何なんですかね。

○ 山下人権・同和教育課長

登録者数というのは、一応その笹川子ども教室へ参加の申し込みというのを事前に行います。そのときに参加したいという申し出のあった登録者数が52名です。ただ、実際に水曜日・土曜日とやっていくことの中では、平均的に水曜日が20名程度、土曜日が15名程度で、例えば名前を上げると、その日によって来ている子が違うという状態があります。平均的に、水曜日は20名程度、土曜日は15名程度ということで表現をさせていただきました。

ただ、そこに35名とあるのは、実は、おうちの状況とか家庭の状況もありますが、水曜日と土曜日の両方来ている子というのが実は3名から4名でありまして、ですので、結果的には、週のうちで参加している子が35名程度というような、ちょっと誤解があるというか、理解しにくいところになって申しわけないですが、そのような表現とさせていただきました。

○ 豊田政典委員

主に外国人だと思うんですけども、笹川子ども教室については小学生かな、総合文化部というのは中学生という理解でいいんですか、これは。

○ 山下人権・同和教育課長

笹川子ども教室については数名の中学生も入っています。それと、本年度のことなんです。この昨年度の反省を踏まえまして、今、ほかの曜日について、自主学習会というのを設定して、そこには中学生の子が少しふえた形で参加をしてもらっています。ということで、なかなか、その日にちと子供の行けるときというのが合わないというのは一つ課題であるかとは思っています。

○ 豊田政典委員

改めて、先ほどの確認になっちゃいますけど、これはあくまでも希望した子供が登録をした上で、その子供たちが来れるときに来るといって、そんなやり方でやっていると。

○ 山下人権・同和教育課長

現実的にはそのようになっているとご理解いただいていると思います。ただ、始めるに当たって、この運営委員会をネットワーク委員会にすることによって、学校に協力をいただきまして、例えば学校で様子を見ている子の中で、ぜひ参加するといいなという子に声をかけていただいたりして、ある程度、来ていただきたい子という目安を持ちながら声かけもしている結果、来ている子供たちというふうにご理解いただけたらと思います。

○ 豊田政典委員

16ページのアンケート結果についてなんですけど、上のほうのアンケート、子供のアンケートは、7月と1月に回答を得たと。この事業の始まりのほうと年度末に近いところ、年明けで、どんな変化があったかというのを尋ねたんだと思いますが、これは母数は何人なんですか。

○ 山下人権・同和教育課長

記述せずに済みませんでした。これのアンケートにつきましては17名です。回収できたものは17名ということになります。ちなみに、学習支援員・ボランティア向けについても17名分です。

○ 豊田政典委員

それで、国語、算数、英語について、好きですかという質問で、1月の回答でいいんですが、これは、この事業を始める前と1月と比べればよかったのになと思うんですけど、そういう比較というのはいないんですか、同じ質問で。

○ 山下人権・同和教育課長

この事業を始める前ですね。済みません、この事業の計画の中で、このアンケートで、まずそういう指標をとっていきこうということで始めましたので、申しわけないですが、前年度までのはありません。

○ 豊田政典委員

じゃ、一般の子供というのは変ですけど、この7割ちょっとというのは、これは多いほうなんですかね、好きな子供というのは。そういう見方をするとどういうことになるんですか、これは。

○ 山下人権・同和教育課長

あくまでこの教室に関してですが、やっぱり8割ぐらいの子供たちがそう思ってくれたらいいなというような願いではいますが、例えば一般的に、例えばここの笹川西小学校、笹川東小学校に通っている子全てについてこのアンケートをとということではありませんので、比較はできませんのと、あと、それについての資料は、今、持っていませんので、そういう比較はしてきていませんでした。

ただ、今回のこのアンケートについては、この参加した子が始めたときと、こういうかわりがあるって、指導者の方とのかかわりの中で肯定的な取り組み、学習意欲とか学習姿勢というところをはかりたいという思いで、7月と1月の2回というのが、今回、検証の資料としようとして、当初に決めたことです。

○ 豊田政典委員

この事業ですね、教育的に不利な環境にある子供を支援するものだという説明があって、今年度、平成26年度は、西笹川中学校区は継続しながら、三重平中学校区で子ども支援ネットワークを構築中となっていますが、今後の展開というか、広げていく候補地区なんていうものはあるんですか、三重平中以外に。

○ 山下人権・同和教育課長

二、三の候補地域というのは持っていますが、まだその根拠となるものというか、そこまでをきちんと持っているわけではないので、今、どこというふうにははっきりと申し上げることはできませんが、基本的に、教育的に不利な環境のもとにあるということ、地域性の中で、やっぱり家庭環境が厳しい、あるいは保護者の方たちの見守りが、例えば共働きの方が多いということの理由ゆえに、そういうところが見られるというようなところ、あるいは学校の中で、落ちつかないとか、あるいはその学習習慣が整っていない子が多いと感じられるという部分について、学校とも相談をしながら、その場所というのを決めていっているというのが実情です。

○ 豊田政典委員

この名前だったかどうか忘れましたが、人権・同和教育課が笹川地区でやる前にやっていた地区があって、その流れかなと思うんですけど、その前の旧同和地区と呼ばれるところでやったやつは、今はどうなっているんですか。

○ 山下人権・同和教育課長

現在は、子ども人権文化育成事業と自己実現支援事業の中の自己実現支援事業という部分についてが、この子ども支援ネットワークから地域による学力向上支援事業というふうな取り組みのところとの似通った部分というか、目的のところがほぼ合わさってくるような部分というところで取り組んでいると認識しています。事業としては、4地域にある自己実現支援事業というものが、ここの構築する事業の参考になっているということも事実としてあります。

○ 豊田政典委員

とりあえず。

○ 中川雅晶委員長

この子ども支援ネットワーク構築事業で、関連するご意見はございませんか。

○ 樋口博己委員

この今年度、三重平中学校区というのは出てるんですけども、ここを選定した理由をもう少し教えていただけますか。

○ 山下人権・同和教育課長

総合的に判断してということなのですが、これが事実とか、あるいは確かにそうだとかということではないんですが、例えば地域の中で、やはり家庭環境的に厳しい状況の子が多い、あるいは就学援助とか、あるいは生活保護とかというのを受けている家庭が多い、あるいは学力的に、全国学力・学習状況調査の結果を学校で判断をしたときに、少し厳しい状態にあるという中で、学校長と相談をしながら、そして、その学校の中で、学校づくり協議会というのがそれぞれの学校にあります。その中で、地域の方からいろんなご意見を伺ったり、学校の評価の中で、地域の中での状況とか話し合う中で、学校側の申し出であったり、こちらから、こういう事業がありますけれど、取り組んでみませんかということ、それから三重平中学校の場合は、それに取り組みたいんだけど、地域になかなかそれを支援していただくための組織がまだまだ充実をしていない。ただ、いろんな意味で、例えば高齢者とのネットワークとか、そういう個々にはいろんなネットワークはあるんですが、例えばこういう視点で取り組んでいただける組織というのはまだまだないということで、ぜひこの事業を活用して、そういう組織をつくっていきたいというようなところで、いわゆる学校側とこの事業者側の意見が一致して、この事業を展開しているというような段取りということになっています。

○ 樋口博己委員

そうすると、今後、三つか四つ、候補を考えていくというお話だったんですけども、必ずしも幾つ事業をやるという問題ではなくて、市で現況を見渡して、少しやはり課題があるなど、少し行政側の応援が要るなというようなところを判断した場合に、この事業を展開するというので、一定の基準を超えるか超えないかということによろしいですか。

○ 山下人権・同和教育課長

この考え方については、ある程度、段階を踏んで考えていきたいと考えております。その中で、人権・同和教育課として視点を当てたのは、教育的に不利な環境にある子供とい

うところに視点を当てております。その中で、結果的に、それは全市的に、どこでもそういう環境に置かれている子供というのはいるという認識のもとで、ただ、このように事業をさせていただく中で、そのモデル的な地域をつくることによって、それを参考にさせていただいた、また別の地域あるいは学校がそれぞれに取り組んでみたいという意思を示してきてくださることによって、さらに事業は展開できるようになっていけるのかなというふうに考えています。

また、それが例えば全市的というような取り組みになり、あるいはその学習支援が必要ということになると大きな事業になっていきますので、その場合は、課題のところにも書かせていただいた、今後の生活困窮者自立支援法、あるいは、もうこの8月に出ていますが、子どもの貧困対策に関する大綱、これから出てくる事業は、その中に書いてあるものは、教育委員会にとどまらず、あるいは福祉施策にとどまらず、各部局をまたいだシステムを構築することによって成り立つということが述べられていますので、そこを踏まえて、そのような事業に展開していただけるものであれば、そういうことを考えていくところで、私たちも、ここで培ってくるノウハウを利用していくというような展望で行っていきたいと思っています。

○ 樋口博己委員

よくわかりました。モデル事業をやっていただきますので、おっしゃるとおり、全市的に、いろんな知恵となるような事業となっていたいただきたいなと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

この子ども支援ネットワーク構築事業について、関連する委員の方はおられませんか。

なければ、ちょっと私のほうからも、これ、今はこの人権・同和教育課としてやられていますけれども、さっき展望として、今後の課題とか方針のところであらうと述べていただきましたけれども、ほかの生活困窮者自立支援法であったりとか、先ほどの自己実現支援であったりとか、今回は、この人権のところという形で、ただ、これをもう少し大きい施策でしていくという方向も考えていないわけではないような答弁だったんですが、私はぜひそれを考えていくべきだと思いますし、いろんな展開はありますが、例えばコミュニティスクール、こちらの主要施策実績報告書の中にある、192ページのコミュニティスク

ールの中の事業にもこういうのを提案して位置づけていくというのも一つの方法ですし、今現在は165万4000円程度の事業費しか計上していませんが、こういうところにしっかりと、こういう事業を提案してやるところには、しっかりと、その辺も、事業展開できるようなところもあわせて展開していくということも考えられるのではないかなと思いますので、ぜひ、この教育委員会として考えていっていただくように要望というか、お願いをしておきますが、何かあれば。

○ 葛西教育監

この事業は、まさしく家庭教育環境、これをやはり充実させていくというふうな、そういうふうなところにあると思っております。県のほうも、既に三重県学習チャレンジ支援モデル事業ということで、生活保護世帯の、昨年度は中学校3年生の子供たちでした。その子供たちに、後半でしたけれども、週2回程度、いわゆる塾へ行って、そこで学習を補修するというふうな、そういうふうなものが生まれまして、本年度は中学校2年生と中学3年生の、そういう生活保護世帯の子供たちにどうかというようなことで、その中で手を挙げた子供たちが学習をしているというふうな、そういうふうな事業を展開しています。

それから、今、山下課長が申しあげましたように、子どもの貧困対策に関する大綱、この中でも、やはり負の連鎖を断ち切るということで、学びのセーフティーネットというふうな、そういうふうな考え方で事業を今後展開していくというふうな、そういうふうなこともございます。そうなってきますと、それこそ福祉と教育、これの連携が欠かせないというふうな、そういうふうな考え方もやはりきちっと基盤に置いていかなければならないなと思っております。

私ども、今、こうやって西笹川中学校区と三重平中学校区で行っております。これと、それから、これから出てくるであろうそういう事業、やはりこれもきちっと見ていくというふうなことが一つ、それから、今、委員長さんのご指摘ありましたように、コミュニティスクールの運営委員会、運営協議会、この中で、こういう子供たちの学力を、家庭学習についてポイントを当ててやっていくという、そういうふうな考え方も、これは大事な要素だと思います。

現在、この三重平中学校では、このコミュニティスクール運営委員の中の方々が、このことについても組織として、まず基盤を置いていただいています。そこで、その中の代表の方がさらに実際に運営していくというふうな、そういうふうな中心的なことにしていた

だいています。こういうふうなこともございますので、このあたりのところをやはりきちっと見きわめて、大きな施策にできるものであれば、私どももそういう考え方をしっかり持ってやっていきたいなというふうなことを思っております。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。私が申し上げているのは、狭くカテゴリー、さっきの生活保護世帯だけとか、自己実現事業だけとかいう格好、縮めるのではなくて、やっぱり広げていく、これは時代への適応の方向からいくと、そういう方向で施策展開するべきではないかなという観点で申し上げさせていただきました。これは意見で結構です。

では、4時半を過ぎましたけれども、1時間以上経過しているんですが、休憩をしてさらにやるか、このまま5時までやるか、どうしましょうか。

(「5時までやろう」と呼ぶ者あり)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、5時までさせていただきますので、ほかにご質疑がある委員の皆さん。

○ 諸岡 覚委員

この分厚いほうの資料の13ページの学校図書館いきいき推進事業なんですけど、3800万円の予算で、要するに、この3800万円というのはほぼ人件費100%という意味合いでよろしいんですよね、恐らく。そうすると、何人の方がどれだけの給料でどれぐらい活動されたかというのをわかりやすく説明いただけますか。

○ 吉田指導課長

これ、いわゆるリブレットという会社との委託事業ですので、その会社の司書で勤められている方の……。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、質問を変えます。給料が幾ら、それは会社の問題でわからんにしても、そうしたら、実働として、例えばここに週1回以上、専門的な知識云々とあるけれども、週に1回

だけやったのか、3回やったのか、この1回以上やと、実際にどれぐらい活動されたのかわかりにくいもので、具体的に、延べで、市内の小中学校に行っとるわけだけれども、年間に何回、何時間行かれての、この金額なのか、わかりやすくお願いします。

○ 吉田指導課長

5ページのところに入れさせていただいた、そのところになると思うんですが、学校別に、平成25年度、それぞれ勤務したことについての、月々に支払う、こちらのほうで確認をして、支払うということをして……。

○ 諸岡 覚委員

どの5ページ。

○ 中川雅晶委員長

この新しいやつ、追加資料のほう。

○ 吉田指導課長

追加資料のインデックスの1番のところ、先ほどもそれにちょっと触れさせていただいたと思うんですが、5ページの真ん中あたりにあります、1校当たりの年間平均日数ということで、大体45日ぐらいが平均で、平成24年度も25年度も行って、さらに、そこに巡回指導員が学期に1回ずつですので、年間3回以上は行っていますので、その平均をとると48.84日という形になります。そこに1校当たりの平均業務時間という形で、先ほども触れさせていただきましたが、推進校の6校については、それよりも多少手厚く行っていただけるように配慮させていただきましたので、他の54校ですか、と比べると、回数が多少多いということがございます。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、四日市、小中学校で全部で何校と言いましたっけ。

○ 吉田指導課長

61校です。統廃合が1校だけでしたので、済みません。

○ 諸岡 覚委員

61校に、それぞれの学校に平均293時間行っているということは、293時間掛ける61校でトータルの延べの時間ということでいいわけですね。

○ 吉田指導課長

そのとおりでございます。

○ 諸岡 覚委員

はい、結構です。

○ 小川政人委員

さっきの委員長のところ、生活保護という話が出て、要は、この間の諸岡委員の一般質問に対しても、教育長の答弁の中に、貧困で学力が落ちるとか、総務課長も前にそんなような話をしたんだけど、貧困でも学力には差がないようにするのが教育委員会の役目と違うのかなと思うのやけれども、それは頭から、もう貧困やったら、生活困窮しとったら学力が低下するんやというような言い回しで、ちょっと教育委員会の役割を間違えとらへんかなと思うとるんやけど、それは、そうってみえるんやわな、実際は。それは学習塾へ行けやんでとか、そういうものなのか、学校教育ではきちっと教えれやんで、学習塾とか、そういうところへ行けやなんだら成績悪くなるわという話なんか、そこがどう思うてんのかようわからんのやけど。

○ 葛西教育監

平成25年度に、文部科学省、全国学力・学習状況調査ということで、よりきめ細かな調査ということをしました。それで、一つ、今まで言われてきたことは、世帯収入、それから親御さんの学歴、こういうことが子供たちの学力に影響を与えているんじゃないかというふうな、そういうふうなことが言われていました。

そのことをきちっと、お茶の水大学でそういう項目を立てまして、世帯収入、それから親御さんの学歴、それと子供たちの全国学力・学習状況調査、国語のA、B、算数と数学のA、Bで、どのように数値が違うのかというふうな、そういうふうなことで整理をされ

ました。その整理の仕方としては、やはり世帯収入が多ければ子供たちの学力も高いで
すし、それから親の学歴が高ければ、同時に子供たちの学習についての平均正答率もそれ
ぞれ異なるというふうな、そういうふうなものが出ました。

ただそれは、こういうふうな状況にあるんだけれども、これを乗り越えるために、学校
としてどういう学習指導をしていったらいいのか、あるいは家庭、地域にどういうふうな
ところで頑張ってもらったらいいのかというふうなこともあわせて調査研究しております。
ですから、そういうふうな相関関係はあるものの、その中でも、中にはやっぱりそういう
状況に置かれてもいい成績をおさめている子もおるわけです。その子たちは一体どうい
うふうな点でいいから学力にも結びついているのかというふうな、そういう分析もして
おります。

だから、そういうふうなものをあわせて、教育委員会、学校教育としては、じゃ、家庭
学習の時間がやはり足りないというふうなところについては、もっとしっかりこれをやっ
ていくようにしましょうと。それから、なかなか家で、家庭で学習ができないような状況
にある子供たちについては、その子たちは、やはり教育委員会や地域の方と、あるいは教
員OB等と一緒にあって、その子たちに学習できる環境をつくっていこうという、そう
いうふうな動きが、今、出始めてきているというふうなことになっております。

それから、これは文部科学省の第2期教育振興基本計画、この中にも、学びのセーフ
ティーネットということで、やはりここに目をつけてしっかりやっていこうという、そう
いうふうな提言もなされておりますので、私どもとしては、そういう実態がある中で、そ
ういうことを踏まえて、さらに効果的な教育を進めていきたいというふうなことで、一連の
流れとして考えております。

○ 小川政人委員

確かに勉強時間が長ければ、4時間するより6時間するほうが覚えはよくなると思うん
やわな。確かに学校で勉強して、それから家庭へ帰って、塾とかどこかへ行ってというこ
とをすれば、それはそれだけ時間が長くなるだけ覚えがよくなるのかなと、それは思うん
ですけれども、その中で、この間、教育委員会で、どこやったっけ。

○ 中川雅晶委員長

豊後高田市ですか。

○ 小川政人委員

うん、そこへ行って話聞いとって、学校から帰っても、これはボランティアとか地域の仕掛けで学習をするとか、それからだんだん教師もそういうような向きになってきたとかいって、全国学力・学習状況調査の点数が高くなってきたという話があって、僕はそこでいらんこと言うてしまっ、そんなん当たり前や、長く勉強すれば学力つくのは当たり前やって言うたら、いや、そういう目的でやったのではないんですよという話やったで、それはそれで、向こうもそういう考えでやったのではなくて、放課後の子供たちのおり場をどう考えようかということから始まったんやと思っ、ていますけれども、そこで、教育委員会が初めから生活困窮者で学力が違うんやって言われると、親の期待を裏切る、やっぱり学校で全部教えてくれればいいと僕は思っ、ているもので、そのための学校やと、義務教育であり学校やと思っ、てるもので、そこは。

確かに僕らの子供のころは、生活貧しくて、学校も行けやん。でも頭のええ人は頭よかったでなと思っ、てあれしとるんやけど、だから、そんなに塾行くとか、勉強するとかというのはなくても、そこ、記憶力と考える力とはまた違うと思っ、てるやん。学習すればするほど記憶力はええんかもわからんけれども、そういう能力と、また違うでしょう。だから、そこをどう見とるんかなと思っ、るんだけど、なんか、ずっと、生活困窮やったら成績悪くてもしょうがないみたいな言い方で、そのお茶の水大学の統計がどうなんかは知らんけれども、それはただ単に習熟時間が長いだけの話であって、本当に考える力とか、そういうものがついとるかついとらんかはわからんところがあると思っ、るやな。そこをもっときちっとやらんとあかんのかなと思っ、るんやけど、教育委員会から当たり前のようにそういう言葉が出てくると、ちょっと自分たちが仕事をしとるのを間違えとらへんのかなと思っ、るところがある、もうこれはいいけれども。

それからもう一つ、次いくね。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 小川政人委員

避難施設整備事業なんですけど、いろいろいっぱいやっ、てもうて、本当にありがたかつ

ただ、この間の避難指示のときに、こっちへ行った人がおるんやわな、津波避難ビル。特に富田地区、富洲原地区なんかは、台風とあれが重なると、過去に伊勢湾台風の経験があるもんで、どうしても、こういういい施設をつくってもろうたら、そっちへ行ったけど、そっちは入れやんのやと、体育館でという対応をされたということの後から聞いたんだけど、そういうもんやなと思って、確かに津波避難ビル、津波避難なんだけれども、地震による津波と、例えば富洲原地区とか、ああいうので経験した、台風による高潮及び波というのものもあるわけやわな。そうすると、あの日は台風も来るとということで避難指示が出たんやろうけども、それが全体的に各学校が避難所になったと思うんだけど、全部が、唐突な避難指示で、うまくいったのかなというのがある。その辺、教えてほしい。みんなうまく、避難所として学校が……。

○ 畠山教育委員会理事

議会のほうでもご議論のほうをお聞かせいただいていたんですけども、一義的には、今、その学校の避難場所というのは体育館が指定されていると。そういった中で、ああいった大雨、洪水の中で、その低い体育館に逃げるのはいかがかというようなご提言をいただいておりますので、今後、その辺についても、そういう被害、災害の状況に応じて、どこに逃げるかというのをもう少しきめ細かくやっていかなあかんというふうに感じております。

○ 小川政人委員

それは、これはここで言うこととは違うんだらうと思うんやけど、きょうの新聞で、三重県が気象庁に、三重県全域に特別何とかというのを出したと、それはおかしいやないかと。地区別に見ると、四日市じゃなくて、四日市以外の四つの市町かが、レーダーで見ると大雨特別警報の可能性はあったけど、四日市はそれにも当てはまっていないという新聞記事だったと思うんだけど、それでいくと、何とも慌てて全市を避難指示出したんかなというのと思うんやけど、それは災害対策本部の話で、だから、そういう細かいこともきちっと、みんなも災害対策本部に幹部の人は入っていかれるんやろうと思うもんで、そこは、気象状況をきちっと細かく分析してから避難指示とか。学校も急に言われても困るよね。

だから、その避難場所というのをきちっと、せっかくこういうのをつくって、より安全なところがあるわけやから、ここへ逃げるとするのが一般的にみんな地域の人は思う部分

があるし、それに、避難訓練もここへ逃げてやっと思ったのに、この間、逃げたら、あそこじゃなかったという話になるもので、その辺、きちっともう一回すみ分けをしてもろうて、より安全なところへ逃げられるようなことを、せっかくだついてもろうたもので、検討してほしい。

○ 中川雅晶委員長

答弁求めますか。

○ 小川政人委員

あしたって言うと思ったもんな。

○ 川村高司副委員長

その新しくつくっていただいた資料の18ページの効果のところ、この避難施設整備事業で2億6500万円かけて、結果的に避難施設としての機能を充実させることができた。その屋上に、じゃ、何人避難できるスペースが確保できたのかということまできちっと把握されているんですかね。できればそれを公表するというような形を資料としていただきたいんですけど。で、平成26年度も追加で中学校をやる、それによってどこまで避難場所が確保、何人できるのかという資料をいただきたいんですけど、それは可能ですか。

○ 坂口教育施設課長

教育施設課の坂口です。

そういった資料、ございますので、一覧表として持っております。

○ 川村高司副委員長

あと、この学校の屋上は誰のためのスペースなのかという議論も、先ほど丁寧な検討をしていくというお話ありましたけれども、これ、実際にあった話で、中学生、おまえら元気なんやで、津波のときは歩いて学校離れて西へ行けど、そこはおれたち自治会というか、老人のためのスペースやという話が、笑い話のような事実としてあったんです。

それに対して、これ、昼間のとき、深夜のとき、そういう考え方とか、これ、ともすると、パンデミックということになるのかどうかかわからないですけども、その辺の見識と

うか、これは何のための、誰のものでもなく市民のためですよというのか、ということまできちっと想定して、その避難対象エリアの方々について丁寧に情報発信していかないと、もめることになるのではないかというのを危惧するんですけど、その辺は検討というか、話題に上がったことはありますか。

○ 畠山教育委員会理事

この避難所整備で、その国のほうの基準から、1㎡当たり1人というようなカウントをするということで、今回、学校なんかは適用するような、ああいうコンクリート造で、耐震施工がしてあって丈夫な建物と、建物の3階以上が有効な面積だというふうに定義づけられています。

しかしながら、少し前の津波の予想でいきますと、5m切るような、三、四mぐらいの予測の中で、2階の床面で、どこの学校も大体4.2mほどございますので、基準では3mというわけでございますけれども、もう少し余裕があるのではないかという部分と、緊急になれば、1㎡1人というようなカウントですけれども、例えば1㎡2人入ったとしても、短期的には被害を免れるのではないか、建物が壊れることもないという中で、確かに学校の避難訓練等で、学校としてはどこへ逃げようと場所を決めていますけれども、やはり雲の糸じゃないですけども、来られた方が協力して、より多くの方が命をつなぐというようなことで運用するしかないのかなと私は思っていますけど。

○ 川村高司副委員長

最近の傾向として、自然災害イコール津波というウエートが占め過ぎているのかなという傾向もいかなものかとは思いますが、幅広く、液状化にしろ何にしろ、自然災害というのは見込めますので、その辺は丁寧な情報発信と議論をお願いして終わります。

○ 小川政人委員

さっきの津波のときは5mという話があって、2階やったら4.2mか4.3mかとかいう、それは建物の高さでしょう。だから、海拔5mはどこなんやというのがわかれば、5mのところへ逃げればいいんやで、学校も避難所であるなら、5mラインは出して、海拔5mは、これより上は安心やよというラインをつけてほしいんやわな。そういう部分でいくと、体育館やったら多分5mはないしということと、それからもう一つは、津波は5mという

話やけど、伊勢湾台風のときは6.何mという部分があるもんで、そここのところの、もう5mなら完全に安心やというのと違う要素もあるんだけど、そういう部分の安全ラインというのをきちっと、公共の建物やったら出して、そこの上に、それ以上のところにおればというものを示してほしい。わかりやすくね。

○ 畠山教育委員会理事

この資料にありますように、使いやすい避難所という中で、先ほどご定義いただきました、そういった市民の方も5mラインが見えるような取り組みについて検討してまいりたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

いいでしょうか、小川委員。

○ 樋口博己委員

ちょっと違う話題になるんですけど、先ほどの貧困という話の中で、どの事業に当たるかわかんんですけど、具体的な話をお聞きして、そのことでお尋ねしたいんですけども、家庭が経済的に大変なのか、両親が浪費するのかわかりませんが、子供が自宅で残りご飯を食べさせてもらえないと。それで学校に行くと、学校のデリバリー給食の余分が一つ、二つあって、それを食べさせてもらっているというのは、現実、あるというんですね。それは、まあ、これは聞いたんで、あると思うんですけども、その弁当代というのはどうなっているのかなとか、その子は、家庭と話をして、月1000円でも、学級費という、そういうのを払ってくださいねという話をしているという話なんですけれども、これは就学支援の事業の話になるんですかね。そういうケースというのはどういうふう処理されてみえるんですかね。どなたにお聞きするといいのかわかんんですけど。

○ 上浦学校教育課長

就学援助という制度はございますが、その子供さんがそこに入っているかどうか、ちょっとそここのところはわからないんですが、その子供さんに対して、学用品であるとか、修学旅行費であるとか、そういう家庭的に恵まれない子供さんについて援助するという、そういう就学援助の制度はございますが。

○ 葛西教育監

まず、これは福祉のほうで、保護課のほうで、生活保護の場合は、この一定の基準は決まっております。その基準内の子供については、この生活保護の、いわゆる教育費というものがございまして、この中で、学用品だとか、いろんなものについては入っています。ただ、中学校の給食については、これは、食べた分については、その食数を言って、後から補填するというふうな、そういうふうな形になっております。それから、生活保護の数字よりも1.1倍以内の子たちについては、これが就学援助という形で援助をしております。これは給食費等も全て援助の対象になっております。

今、委員さんがおっしゃられたのは、多分そういうふうな子供ではなくて、ひょっとしたら保護者の方が、どういう理由かわかりませんが、非常に厳しい状況にあると。その中で、子供がお弁当を持ってこれないと、そのための対応というふうなことだと思うんですけども、そういうふうなことの場合の対応については、それはそのときに判断して、やはり子供にはきちっとご飯を食べさせてやりたいですから、学校としては、それはそのときにします。後のお金については、それはきちっと請求なりということで、相談にも乗らせてもらって対応させてもらうというふうな個々の対応になるというふうにして考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、お昼の弁当の話にしますけれども、デリバリーの給食を食べましたと。毎日食べたとすると二十数日食べると思うんですけども、それは、後で学校側が教育委員会に相談して、どこかから支援を入れてもらうということなんですかね。そういう予算を持っているということなんですかね。

○ 葛西教育監

生活保護家庭の子供については、これは後から、保護費の中から支払われるということになります。それから就学援助の子供たちは、それも対象になっています。だけれども、これについては先払いということになります。先に6000円なら6000円、銀行振り込み、コンビニでの振り込みとかしていただく、あるいは、今は銀行から落としてもらうような、そういうふうなことになっておりますけれども、そういうふうな手続をしていただくとい

うことになっています。

ただ、今、ご指摘があったのは、そういうことがなくてというふうな場合だろうなというふうなことを思います。それについては、教育委員会が補填するというようなことは、それはちょっとできかねますので、そこについては、やはり保護者の方とよく相談して、もしまだそういう支援が受けられていないのであれば、そこに向けていくようにしますし、それから少しでもお金をいただくように、計画的に、どうしていくかというふうな、支払っていただくというふうな、そんなふうな手だてもとってやっていくということになります。

○ 樋口博己委員

そうすると、その生活保護とか就学援助という枠ではなくて、きっちり僕も確認していませんが、話を聞く中では、恐らくそういう制度を利用していなくて、親の浪費、結果、そうなっているようなことを感じるんですけども、そういった場合は、デリバリー給食を食べても、それは教育委員会として補填する予算は持ち得ていないので、やはり何らかの形で保護者に相談して、お願いして、出してもらおうということですね。これ、ただそのデリバリー給食、各学校で注文者が100とすると、101とか、102とか来ますよね。それを食べている場合でもそうなるんですかね、やっぱり現場としても。

○ 上浦学校教育課長

それは予備食というのがございまして、例えば引っくり返したとか、そういう場合に対応するというので、そういう子供さんを対象にして予備食をとっているということではございませんので。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。そういうので対応、休まれたりとか、先生が食べなくなったりとかというのですね。

○ 諸岡 覚委員

本来払うのが当然だとは思っただけけれども、請求していくというのは、何か、変な話、予備食って、本来、余るのが前提の予備食じゃないですか。そうすると。

○ 中川雅晶委員長

それは請求しないでしょ。

○ 諸岡 覚委員

今、請求するって言いましたよね。私の聞き違い。

○ 葛西教育監

食べたものは、それは……。

○ 諸岡 覚委員

請求するんでしょう。そうすると、別に誰も損をしていない、本来、食べ物は大事にせなあかんわけで、余ったらほったりますよりも、食べてもろうたほうありがたい話であって、誰も損していないのに、そこで請求するのもどうなんかなと私は思うんですけれども、誰が損しているんです、そこで。

○ 中川雅晶委員長

これは仮定の話だから。

○ 葛西教育監

これは、確におっしゃることはよくわかるんですけども、やはり基本的な考え方としては、食べたものについては支払っていただくと。ただ、現場の状況、家庭の状況ございますから、それについては、そのときに、これ、余っているから食べなさいというふうな、そういうふうなことはします。当然しますけれども、すぐにお金を出せとか、そんなふうな話ではなくて、それはやはり家庭へ出向いて、ちゃんと保護者に話をして、こうこうですというような、そんな話をする中でお支払いをしていただくという、それが僕は順当な流れかなというようなことを思っています。

○ 諸岡 覚委員

あくまでも、ただやでとって払わんみたいな、それは習慣づいてしまうとあかんし、

これは非常措置やと思うんですね。ただ、ちょっと聞きたいんですけども、その収入というのは、費目で言うと何になっているんですか。

○ 葛西教育監

それにつきましては、これは、お弁当代については保護者から支払いをしていただいていますので、教育委員会のほうには上がってまいりません。

○ 諸岡 覚委員

オーケーです。

(「どこへ行くの」と呼ぶ者あり)

○ 葛西教育監

ですから、子供たちによっては、きちっとそういう登録をしていただいている家庭もございまして、登録していなければ、まず登録からしていただくよというふうな、そんなふうな話になっていくかなと思います。

○ 小川政人委員

予備食で払わんでもいい金をどっかでもらってくると、どこかは出さんならん。学校の金になっていくのか、そんなことない。

○ 葛西教育監

それは業者のほうへちゃんとお金は行きます。

○ 小川政人委員

予備食を食べた場合は、保護者からもらったときは業者に渡す、もらっていないときは業者に渡さないという、そういう仕分けでええですか。

○ 諸岡 覚委員

知識で知りたいんですけど、例えば本来予備食というのは、さっきの説明どおり、ぶっ

ちゃけたときのためにという話ですが。

○ 中川雅晶委員長

議案に関することで。

○ 諸岡 覚委員

いや、これの議案みたいなの。そうすると、例えばぶっちゃけてしまいましたと、予備食に手を出しましたと。そうすると、その子はやっぱりその1食分のお金払わなあかんわけですか、予備食を食べたら。

○ 上浦学校教育課長

それは違います。払いません。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、予備食を食べて、お金が要る子と要らん子がおるということですね。

○ 上浦学校教育課長

予備食は基本的に食べさせないということですので、それこそ不可抗力で、そういうふうに何か交換をしなければならないとか、そういうときに対応するというふうなものになっていると思います。

○ 諸岡 覚委員

ようわからんけど、もういいです。

○ 中川雅晶委員長

それでは、5時を過ぎましたので、本日のところは……。

○ 川村高司副委員長

資料請求というか……。

○ 中川雅晶委員長

今、追加の資料請求ですか。

○ 川村高司副委員長

ええ、いいですか。

○ 中川雅晶委員長

余り時間のかからない。

○ 川村高司副委員長

かからないやつ。主要施策実績報告書の198ページに、通学路、交通安全施設整備事業費で1900万円余りの決算の数字が出ているんですけども、この1900万円で整備事業をやったことによって、危険個所の改善率というのか、全体の分母、地域要望なのか、があって、それを教育委員会側で精査をかけて、分母なるものがあるって、今年度はこれだけを工事することによって、危険個所はこれだけ減ったと。しかし残りこれだけ、まだやらないとだめなものがあるというような認識で事業を進められていけば、今回は、どこの小学校区、詳細はいいんですけど、こういう優先順位のつけ方とか、そういうのも含めてですけど、今回の事業はどこをやって、今後、事業計画なるものがあるのであれば、示していただければなど。それを予算に変換、置きかえた場合に、総事業費として、今の子供たちの通学路の安全を確保するためには、最低限どれだけの予算が本来は必要なんだというものが、もし手元があれば、新しくつくっていただく必要はないです。今、現状、あるものでいいんですけど、教えていただければと思って言いました。

○ 畠山教育委員会理事

学校教育白書のほうに、毎回、その通学路というページをつくっておきまして、その部分では、学校全体の整備要望に対して何割達成できているかと。これにつきましては、平成17年度から進めてきて、若干落ちついてきていまして、大体90%台の要望に対して応えているところです。そういった中で、カーブミラーとか、カーブミラーについても長年つけてきていますので、おおよそついてきているという状況でございますので、その資料を提出させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

お願いします。

以上で。ほか、ないですね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、本日はこの程度にとどめさせていただきます。

またあす10時から再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日はお疲れさまでした。

17:08 閉議